

埼玉ひびきの農業協同組合
=JA埼玉ひびきのをもっと知っていただくために=



ディスクロージャー誌

プロフィール (単体ベース)

(令和8年3月31日現在)

埼玉ひびきの農業協同組合 (JA埼玉ひびきの(愛称))

設立日	平成9年4月1日
本店所在地	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目14番1号
出資金	1,981百万円
店舗等の状況 (令和7年3月現在)	本店 1 支店 6 営農経済センター 3 農産物集出荷場 3 農産物直売所 5 農機自動車センター 1 カントリーエレベーター 1 ライスセンター 2 米保管用低温倉庫 2
従業員数	285名

・総資産	165,885百万円
・貸出金	24,033百万円
・貯金*1・譲渡性預金	159,749百万円
・純資産	4,680百万円
・経常損失	4,957百万円
・当期純損失*2	3,600百万円
・自己資本比率(単体)	7.60%

*1 貯金とは、銀行等の預金に相当するものです。組合では利用者側に立った「貯える」という考えで使用しています。

*2 当期剰余金とは、銀行等の当期純利益に相当するものです。

株式会社JAひびきのファーム

設立日	平成30年10月1日
本店所在地	埼玉県児玉郡美里町大字木部327番地1
出資金	40百万円
店舗等の状況 (令和7年3月現在)	本店 1
従業員数	5名

・総資産	27百万円
・純資産	1百万円
・経常損失	4百万円
・当期純損失	4百万円
・自己資本比率(単体)	6.20%

※ 本誌に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

※ 本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。

目 次

	ページ
ごあいさつ	1
J A 綱領	2
経営方針	3
J A 埼玉ひびきのと地域社会	8
農業振興活動	9
地域貢献活動	10
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	15
トピックス	16
 【資料編】	 18
 J A 埼玉ひびきのの沿革（あゆみ）	 122
 店舗等一覧 （株式会社JAひびきのファームの営業店舗等を含む。）	 123
 開示項目一覧	 124

ごあいさつ



組合員および地域の皆様には、平素より私どもJA埼玉ひびきのをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当JAは第29期の決算を迎えました。本ディスクロージャー誌では、令和7年度のJA埼玉ひびきのの業績、経営課題への取り組みや経営方針などをご紹介します。本誌を通じて皆様の私どもに対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

中東情勢の緊迫化やインフレの進行により、燃料や肥料など農業資材の価格が高騰し、農業経営に大きな影響が出ています。

また、国内でも日銀の新たな政策金利上昇などの環境変化が続いています。このような状況下、当組合が保有する有価証券は、含み損が昨年よりも拡大しておりました。このまま保有し続けた場合、将来的に組合の存続に関わるほど組合員資本を大きく毀損する恐れがあると判断し、関係機関や会計監査人の支援を受けながら、理事会で慎重に協議を重ねた結果、今年2月に保有していた満期保有以外の有価証券をすべて売却いたしました。この結果、事業総利益は△32億18百万円となり、事業管理費等の経費を差し引いた結果、当期事業損失は51億38百万円となりました。経常損失は49億57百万円、当期損失金は48億93百万円となり、2期連続の赤字という大変厳しい結果となりました。今回行った有価証券の売却は、今後もJA埼玉ひびきのが地域農業を支える存在であり続けるために必要な決断でした。このため、当年度は多額の損失を計上することとなり、組合員・利用者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。また、この損失を処理するために内部留保を取り崩す提案を、第29回通常総代会にて可決したことを報告いたします。各事業の実績は、以下の通りです。

販売事業は、一部農産物の収量減少や単価安があったものの、米の概算金の上昇や直接取引の販路維持等が効果を発揮し、一定の収益を確保できました。販売事業総利益は、前年比95.4%、計画比92.1%となりました。

購買事業は、資材価格の高騰に苦しむ皆様を支援するため、組合独自の割引キャンペーンを実施し、多くの方にご活用いただきました。購買事業総利益は、前年比95.2%、計画比104.1%となりました。

信用事業は、支店窓口と渉外職員が連携したライフサポートプランによって、年金獲得・メインバンク化・非対面取引の充実化を進め、個人貯金が6億57百万円、貸出金が4億84百万円、投資信託残高が8億16百万円それぞれ増加しました。事業収益は前年比124.8%、計画比102.2%を確保しましたが、金利上昇による調達コストの増加や有価証券の売却に伴う費用が重なり、信用事業総利益は△44億28百万円となりました。

共済事業は、「ひと・いえ・くるま・農業」の保障拡大と「組合員・利用者との接点拡充」を掲げ、3Q活動の実践を軸としたきめ細やかな保障提案を徹底した結果、共済事業収益は前年比107.0%、計画比111.0%となりました。

組合員の皆様の負託に応え、持続可能な農業と地域社会の発展のため、役職員が一致団結し、経営の改善に必死に取り組んでまいります。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和8年7月

代表理事組合長

五十嵐 雅樹

J A 綱領

1. J A 綱領

J A 綱領とは、J A グループが活動を展開するにあたり、J A グループの価値観であり、基本的姿勢を示したものです。私ども J A 埼玉ひびきのグループは、次に記す「J A 綱領」を最も根本となる理念と位置づけ、遵守しております。

J A 綱領 ーわたしたち J A のめざすものー

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

2. J A 綱領の解説

J A 綱領は、J A の組合員、役職員が次の5つの対象に対して社会的役割・使命を果たすことを宣言したものです。1番目が消費者に対して、2番目が地域住民に対して、3番目が事業の利用者に対して、4番目が出資者に対して、5番目が協同活動の担い手に対して、となっています。

- ① 農業協同組合として農業を振興して、新鮮で安全な食糧（「食」）を安定供給する機能と自然環境（「緑と水」）が有する公益的な機能を守り、「消費者」と国民の期待に応えていくこと。
- ② 緑豊かな地域循環型の環境づくり、地域の伝統文化や食文化の堅持とともに新しい地域文化の創造、農とのふれあい等を通じて、「地域住民」の生活を支援していくこと。
- ③ J A の「事業・活動への参加者（利用者）」の結集（「連帯」）と、他の J A、連合会や協同組合との「連帯」を力にして、適正な価格による質の高い商品とサービス（「協同の成果」）を実現し、人のふれあいを添えて「事業・活動への参加者（利用者）」に提供していくこと。
- ④ 「出資者」が管理する「自主・自立」の組織として、自己責任経営のもとで「出資者」やその代表によりの確に管理監督できる「民主主義」が有効に機能する情報開示（信用の確保）、安定した財務構造の確立、企業家精神を鼓舞した積極的な挑戦（「健全な経営」）を実践することで、役職員・経営方針・施策などの「信頼」を高めていくこと。
- ⑤ ①から④までに掲げた価値観（「協同の理念」）に賛同（堅持）する組合員、役職員、地域住民の仲間と共に、広く情報を収集し、共に学び、J A の活動に積極的に参加することを通じて、一人ひとりの自己実現の欲求を充足し、「生きがい」や働きがいを将来に向かって追及すること。

経営方針

I. 基本方針

ＪＡ埼玉ひびきのは、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、組合員、地域の利用者とともに歩み、対話を通じて、不断の自己改革に取り組み、「持続可能な農業と地域社会の発展に貢献」することを経営理念としています。

近年、我が国の農業を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的な原油価格や資材価格の高騰、円安の進行によって、肥料・飼料・燃料・包装資材などのコストが上昇し、農畜産物の価格転嫁が進みにくい状況も続いています。

さらに、気候変動による異常気象が頻発し、農産物の品質低下や収量不安定化など、生産面でのリスクも高まっています。加えて、農業従事者の高齢化や担い手不足、農地の集約化の遅れといった課題も顕在化しており、これらの課題解決に向けて、コスト低減・省力化技術の推進、国消国産、さらには新たな担い手育成や次世代継承に向けた取り組みがＪＡに一層求められています。

当ＪＡは前期において、含み損を抱える有価証券を売却することで、多額の損失金を計上する事となり、組合員・地域の利用者の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなりました。この教訓を踏まえ、今期はリスク管理の更なる強化と経営基盤の回復および抜本的な経営改革に努め、組合員・地域の利用者の皆様の信頼回復と期待に応えるとともに、持続可能な農業の実現をめざして、自己改革に掲げる「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦、「地域の活性化」への貢献を実践するために、当期事業計画を設定します。

1. 経営理念

ＪＡ埼玉ひびきのは、持続可能な農業と地域社会の発展に貢献します

私たちＪＡ埼玉ひびきのの役職員は、自己改革の実践を通じて、「持続可能な農業」と「地域社会の発展」に貢献するため、組合員や地域住民の期待に応える経営を行います。

2. 経営戦略

① 食料・農業戦略

次世代の担い手確保や多様な農業者への支援、環境へ配慮した農業の推進により農業生産基盤を支え、ＪＡの総合事業を通じて「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現し、安全・安心な国産農畜産物の安定供給を行って食料安全保障に貢献します。

② 組織基盤強化・地域活性化戦略

組合員の意思反映に向けた対話に取り組むとともに、組合員の願いを把握し、協同活動と総合事業を通じて組合員との関係強化を図ります。また「持続可能な地域の未来づくり」実現に向け、地域活性化と持続的発展に貢献します。

③ 経営基盤強化戦略

将来にわたり組合員・利用者ニーズに応え、価値提供をしていくために、不断の自己改革やデジタル活用を通じ、財務・収支の改善をはかることで持続可能な経営基盤の確立に取り組み

ます。また、高度なガバナンス・内部統制の構築に取り組み、信頼される組織・業務運営を進めます。さらに、価値提供の土台となるJAの組織・経営基盤強化のためには、原動力となる役職員の力が重要です。一人ひとりの役職員が最大限に役割を発揮できるよう、多様な職員が働きやすい、働きたいと感じる職場づくりに取り組みます。

④ 広報戦略

当JA管内で13万人を超える消費者に向けて、協同組合の役割や価値に対する理解醸成を図るための情報発信に取り組みます。また、食料・農業・農村基本法の改正をふまえた「食料安全保障の確保」「適正な価格形成」に向けた消費者の理解醸成および行動変容に向けた情報発信に取り組みます。

3.経営戦略に向けた職員のテーマ

「一致団結」

役職員が心をつなげて、組合員と共に持続可能な未来づくりを目指そう。

Ⅱ．事業方針及び事業実施計画

1．指導事業

事業方針

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へさらなる挑戦、「地域の活性化」への貢献を自己改革の最重点課題と位置づけ、組織一丸となって取り組みます。

また、JAグループが掲げる「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「協同組合の役割発揮」を重点的に取り組みます。

これを踏まえ「農業者の所得の増大」に向け、担い手経営体に出向く体制の整備・拡充をはかり、雇用を必要とする担い手農家への支援、新技術や政策メニューの迅速な情報提供を行い、関係部門で共有しながらJA総合事業の強みを最大限に発揮し、JA一体となって担い手経営体の支援に取り組んで参ります。

農業分野でもSDGsを意識し環境に配慮した資材の提案、また省力化によるコスト低減策などの提案を行い、生産者ニーズに合った技術提案を行います。

生活関連では、安心して豊かな暮らしづくりを実践するため、地域のふれあい活動の実施、子ども食堂への支援など、青年部・女性部と連携し、積極的な地域貢献活動を行います。

2．信用事業

事業方針

組合員の世代交代や人口減少・高齢化が進行するなか、JAを取り巻く環境はより厳しさを増しております。また、日本銀行の金利政策の見直しにより“金利ある世界”が現実となるなかで、JAが長期的に成長していくためにも、安定的な収益性と健全性の確保は必要不可欠となります。

このような中、JAに対しては、持続可能な農業振興と、地域社会の発展へより一層の役割発揮が

期待されており、10年後のJAグループの目指す姿の実現に向けて、内外環境の変化に柔軟に対応し、対面（ヒューマン）取引とデジタル（DX）取引を融合した効率的な業務運営を進めていきます。

令和8年度は中期3か年計画の2年目として、これまで以上に3つの柱である、＜金融仲介機能の発揮＞＜接点の構築・充実＞＜不断の取り組み＞を重点実践事項として着実に進めてまいります。

3. 共 済 事 業

事業方針

「相互扶助」の理念のもと総合保障の提供を通じて、将来に向けて組合員・利用者の豊かな生活を支えることを使命に、総合事業機能を発揮した「組合員・利用者との関係性強化、なかまづくり」を基本方針とします。

令和8年度は、「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障充足活動を通じた事業展開を目指し、いかなる事業環境においても協同組合組織として社会的責任を発揮し、JA共済事業の使命を果たすために、共済事業の全ての活動において「組合員・利用者本位の事業運営」を基調とした取り組みを展開し、くらしに寄り添う日常的な「接点・繋がり」づくりに取り組みます。

また、組合員・利用者に選ばれるJAとして、満足度向上・専門性発揮に向けた職員育成強化と事務効率化に取り組み、不祥事未然防止に向けたコンプライアンス態勢の強化を継続的に取り組みます。

4. 購 買 事 業

事業方針

豊かな暮らしと活力ある地域社会実現のため、生産・生活関連事業の強化に取り組み、地域住民や担い手経営体とJAの更なる信頼性を高めていきます。

購買事業では、スケールメリットを活かした資材調達強化に取り組むとともに、施肥・農薬等の環境への配慮と経済性を考慮した資材や暑熱対策資材などの普及・推進を通じて、持続可能な農業の実現と生産トータルコスト低減に取り組みます。

また、農産物直売所を拠点として地元農産物の利用拡大と地産地消の推進を図り、食品事業の活性化に取り組むとともに、組合員の生活を支える購買事業の機能充実とサービス向上に努めます。

農機・燃料事業では、組合員のニーズに応じた企画・情報提供を行い、労働生産性の向上やコスト低減に寄与する事業運営を行います。

将来を見据えた対策として、相続・年金・葬儀・融資・資産等の総合支援・相談に取り組みます。

5. 販 売 事 業

事業方針

国消国産の実践と農業者の所得増大に向け、消費者ニーズの多様化に対応した国産農畜産物の消費拡大を図るとともに、地域生産基盤の維持と直売所の活性化に向けた取り組みを行います。

米作においては、主食用米の安定確保を図るため、集荷数の取扱い拡大及び販路の開拓に向け努めます。

青果物については、生産振興拡大と販売力強化が求められている中、農産物の販売チャネルの多角化による、直接販売の取扱い拡大及び販路の開拓、また重点市場と連携を強化し販売方法の試行による価格反映に向けた有利販売への取り組みを進めます。

農産物直売所事業では、直売所の魅力向上を図るため、地元農産物中心としたイベント等の取り組みを進め、来店者の増加と地域農業の活性化につなげます。

また、令和8年度よりポイント会員サービスを開始し、来店機会の創出と利用者層の拡大を図ります。併せて、地元農産物の情報発信を強化し、地産地消の販売拡大を図ります。

Ⅲ．経営管理体制

1．経営管理計画

経営管理の重点事項

組合員の信頼を基盤とする健全かつ持続的な経営を実現するため、経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクを適切に把握・評価し、未然防止および最小化を図る管理体制を確立します。また、重大なリスク事案が発生した場合の情報共有や意思決定を迅速に行い、指導機関・関係団体等と連携し、組合員・利用者への影響を最小限に抑えるための対応に取り組みます。

令和8年度は特に信用リスク対応と財務基盤の安定化を重点取組事項と定め、経営層と職員のリスク管理意識の向上を図るとともに、A L M委員会等における意思決定を慎重に行います。

① 組合員のための経営と地域社会への貢献

J A経営にあたり、農業者である正組合員や地域利用者の中心である准組合員の維持・拡大は喫緊の課題です。部署を横断した新たな組合員特典を盛り込んだイベントやキャンペーンを実施し、新規加入者だけでなく既加入者からも喜ばれるようサービス向上に努め、J Aファンづくりの拡大に取り組みます。

② コンプライアンス遵守による不祥事の未然防止

J Aガバナンス・内部統制の強化を目的として、全国不祥事例の分析等をもとにした職員コンプライアンス研修会の実施や役員による事業所巡回を行い、役職員のコンプライアンス意識の向上に努めます。また、内部統制システム基本方針の運用状況を常に把握し、ガバナンスの構築・運用を図るとともに不祥事の未然防止に努めます。

③ マネロン・金融犯罪対策への取組強化

金融犯罪の手法や手口も巧妙かつ高度になるなか、それらの対策に取り組むことは信用事業を営むJ Aの責務でもあり、国際的にも金融機関が取り組まなければならない課題とされています。J Aでは金融機関としての信頼性を確保するため、また、組合員・利用者の大切な財産を金融犯罪から守るために、マネロン・金融犯罪対策の取り組みを重要な経営課題と位置づけて事業運営を行います。

④ 遊休・固定資産の有効活用を通じた経営資源の確保

現在の事業運営において十分に活用されていない遊休資産や利用状況が低下している固定資産について、今後の活用見込や維持管理コスト等を総合的に判断して将来的な維持管理費の削減に取り組みます。また、その取り組みを通じて財務基盤の安定化を図ります。

⑤ 職員エンゲージメント調査の実施および人的資本経営の取り組み

職員数の減少に伴い人的資源の確保・育成等に課題があるなか、役職員エンゲージメント調査を実施し、その調査結果を活用・反映した人的戦略と経営戦略を連動した「人的資本経営」を実践します。また、勤怠システムの導入による労働時間の見える化の実践、育児介護休業法の改正に伴う就業規則の改正や、業務環境・教育体制の整備により、職員が働きやすい職場づくりを目指します。

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組織であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

J A 埼玉ひびきのと地域社会

J A 埼玉ひびきのは、本庄市、上里町、美里町、神川町を区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAでは、皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉として、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

当JAは、組合員の皆さまや地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただきます。

組合員の皆さま・地域のお客さま

うち組合員数:15,902人

※JAにおける「組合員」とは？

地区内にお住まいや勤務の方は組合員になる資格があります。また、組合員以外のお客さまへも一定の範囲内でJAのサービスをご利用頂けますので、お気軽にお声掛けください。

地域からの資金調達の状況

当JAでは、組合員・お客さまのニーズにお応えするため、懸賞金付定期貯金や公的年金お受取りの方を対象とした優遇金利定期貯金など特徴ある商品をご用意していますが、今後も新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

貯金・積金残高

159,749百万円

出 資 金 1,981 百万円

貯金・積金 159,749 百万円

地域への資金供給の状況 (貸出金に関する事項)

組合員・お客さまからお預かりした大切な貯金積金を、資金を必要とされている組合員、地域にお住まいの方や事業者の方々へ資金を適正に供給し、農業や地域経済の活性化に寄与しています。

貸出金残高

24,033 百万円

(単位:百万円)

組 合 員 20695
地 公 体 等 3708
そ の 他 37

*制度融資の実績

農業近代化資金 596

*農業支援融資商品

営農ローン/ 農機ハウスローンetc.

*個人向けローン、事業者向け融資についても各種ご用意しています。

文化的・社会的貢献に関する 事項(地域との繋がり)

(1)「地域との共生」を基本理念に小さな活動から含言葉に、福祉、スポーツや地域活動等の活動を通じて文化的・社会的貢献活動を展開しています。

※詳細は、「トピックス・地域社会貢献活動」に掲載していますのでご覧ください。

(2)利用者ネットワークとして、各種友の会や部会を設置し、さまざまな活動を展開しています。

※詳細は、「トピックス・地域社会貢献活動」に掲載していますのでご覧ください。

(3)JAだより等の広報誌やホームページを通じて情報は提供やご意見を承っていますのでご利用ください。

<https://ja-hibikino.jp/>

J A 埼玉ひびきの

常勤役職員289名
店舗数6店
ATM設置台数 13台
農産物直売所 5か所
営農経済センター 3か所
農機自動車センター 1か所
が「リソサノ」2か所 等

貸
出
金

支
援
サ
ー
ビ
ス

営
農
支
援

貸出金以外の運用

に関する事項

安全性と流動性を重視した安定収益のためJA県信連預金や国債等の有価証券で運用しています。

JA県信連等預金残高	117,101百万円
有 価 証 券 残 高	10,449百万円

組合員の皆さま・地域のお客さま

※計数は、令和8年3月末現在です。なお、記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

※記載内容、商品についてご質問がございましたら、お気軽にお声掛けください。

農業振興活動

農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた取り組み

ＪＡ埼玉ひびきのは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、増加している加工・業務用需要を取り込むべく、外食・中食業界に対する直接販売に取り組んでいます。また、生産資材価格の引き下げを実現するため、競合するホームセンター等の商品の価格・品質を把握し、同等の商品でＪＡの取扱価格が高い場合は、仕入先との協議等を行い、弾力的に価格・手数料設定を見直し、生産資材価格の引き下げに取り組めます。

農業の担い手育成に向けた取り組み

ＪＡ埼玉ひびきのは、「新たな食料・農業・農村基本計画」（令和２年３月閣議決定）を踏まえ、将来の農業の持続的発展に向けて、農業担い手育成に、積極的に取り組んでいます。

また、農業担い手を金融面から支援するため、「担い手金融リーダー」の設置等、担い手金融機能強化に取り組めます。



○ブロッコリー元出荷協議会で品質検討会を開催

出荷物の品質が低下しやすいシーズン終盤に目合わせをすることで、産地のブランドイメージを守ることを目的とした取り組みです。

管内３地区（本庄、上里、南部）の生産者が、全農や市場関係者から出荷規格などの説明を受け、各地区から集められたブロッコリーを参考にして、目合わせを行いました。

○肥料即売会を実施

各地区の営農経済センターで肥料即売会を開催しました。

また、即売会開催期間中は、店頭販売の肥料についても即売会価格で販売し、肥料価格の高騰に直面する組合員の皆様を支援しました。



地域貢献活動

社会的責任や社会的貢献に対する考え方

J A埼玉ひびきのは、貯金や融資等の信用事業から共済事業、購買事業、販売事業、指導事業など、各種事業の展開を通じて、組合員の皆様への奉仕はもとより、地域の皆様に様々な事業機能やサービスを提供することにより、農業や地域経済社会の健全な発展に寄与することで社会的・公共的使命を果たしてまいります。

また、当J Aは、地域社会の一員としての責任を自覚し、地域の各種行事や催事等への参画はもとより、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取り組みをはじめ、J Aの社会・文化的活動をとおして、少しでも地域社会の発展や活性化のお役に立ちたいと思っています。

今後とも協同組合運動の理念である「一人は万人のために、万人は一人のために」を念頭におき、より良き地域社会人として、組合員の皆様をはじめ地域社会の皆様と一緒に歩んで行きたいと思っています。



○子ども食堂へ新米を寄贈

地域貢献活動の一環として、管内で子ども食堂を運営する6つの団体に新米600キロを寄贈しました。

J A本店会議室で開催された贈呈式にて、J Aのブランド米「かな清流米」の新米が各団体の代表者に贈られました。

○令和7年度第7回女性部まつり

J A女性部が日頃の活動の成果を披露する場として行なわれてきた「女性部まつり」がコロナ禍での中断を経て約6年ぶりの単独開催となりました。

イベントではバザーやワークショップ、女性部員によって製作された作品の展示会の他、部活として取り組んでいるハンドベルや舞踊などのステージ発表や防災講習といった様々な催しが行われました。



リスク管理の状況

1. リスク管理の基本的な考え方

経済・金融の各種商品やシステムの複雑化と高度化が一段と進展し、IT技術の進歩が社会に大きな変革をもたらすようになった今日、JAを取り巻く経営環境は急速に変化しています。また、規制緩和の進展により、業態を超えた提携や異業種からの金融業務参入など、競争がますます厳しさを増しています。そのため、JAが抱えるリスクはかつてないほど大きく幅広いものとなっています。

JAが抱えるリスクには、信用リスクや市場リスクのように経営環境によるリスクと、事務リスクや情報資産リスクなどのように業務活動に伴い必然的に発生するリスクとがあります。JAは、とるべきリスクと回避すべきリスクとを的確に見極めて、安定的な経営を確保する必要があります。

当JAでは、JAバンクの基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種のガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。

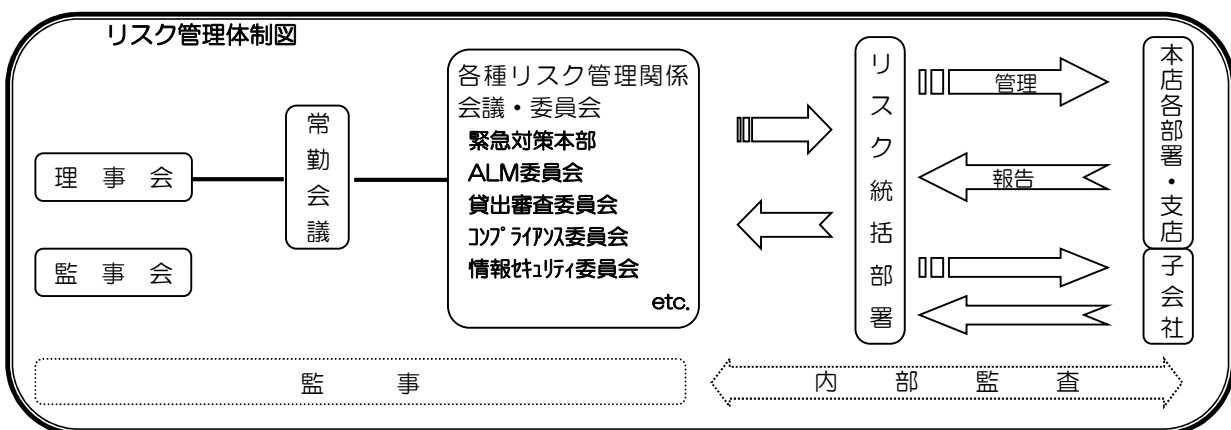
また、これらのリスクを総合的に管理、コントロールすべく、経営層をメンバーにした各種の委員会・会議等で組織横断的な協議ができるリスク管理体制としています。

このように、当JAをご利用する皆様が安心してお付き合いいただけるJAをめざして、日々リスク管理体制の向上に努めております。

リスク管理体制等（リスク管理基本方針）

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。



● 信用リスク管理（信用リスク：与信取引先の財務状況悪化等により損失を被るリスク）

当JAでは、資産の健全性を維持・向上させ、組合員・地域の皆様方に積極的な事業運営をしていくことを最重要課題としています。規程に基づく自己査定制度を根幹に、融資（推進）と審査とを分離した個別案件の審査・与信管理により牽制が働く体制としています。また、貸出資産全体からのポートフォリオ管理を行い、信用リスクが集中しないよう適切な管理を行っています。さらに、経営陣を含めた貸出審査委員会を開催して重要案件を審議しています。

● 市場リスク管理（市場リスク：金利、株価等の変動により損失を被るリスク）

当ＪＡでは、このリスクに対しては、運用方針と資金バランスの適切な把握が最も重要であると考えています。よって、運用は、安全性と流動性を重視し、金利変動のヘッジ及び安定収益を確保するための資金ポートフォリオの構築という基本方針や取引極度を経営陣により決定し、定期的な報告を実施するとともに、経営陣を含めたＡＬＭ委員会や運用会議等では、運用・調達構造の点検をして財務内容の安定に努めています。

また、運用においては、取引執行部門と事務・オペレーション部門とを分離し、牽制が効果的に働く体制を構築しています。

● オペレーショナルリスク管理

（オペレーショナルリスク：内部管理上の問題や外部要因により損失が発生するリスク）

ＪＡ埼玉ひびきのグループでは、オペレーショナルリスクを、流動性リスク、事務リスク、情報資産リスク、人事労務・不正に係るリスク、法務・コンプライアンスリスクに係るリスク、災害に伴うリスク、評判リスクなどを含む幅広いリスクであるとともに、このリスク管理がお取引いただく皆様との日々の信頼関係を築く上で最も基本となるものと考えております。

当ＪＡ埼玉ひびきのグループでは、このリスクを適切に認識・コントロールする体制の整備・充実に積極的に取り組んでおります。

○ 流動性リスク管理：流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクです。当ＪＡでは、資金調達の構成や資金の流動性をＡＬＭ委員会で点検し、適正な資金流動性を確保しています。また、系統ＪＡグループ全体で対応する体制も整えています。

○ 事務リスク管理：事務リスクとは、役職員の誤った事務処理や不正などにより損失を被るリスクです。当ＪＡでは、貯金、為替、貸出などの金融業務に加え、共済業務や経済業務まで多種多様な業務について、手続・権限の厳格化、機械化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、事務事故のデータベース化、内部監査、事務指導の充実を図り事務リスクの削減に努めています。

発生した事務事故などは、ＪＡ埼玉ひびきのグループの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

○ 情報資産リスク管理：情報資産リスクとは、システム障害や情報漏洩などにより損失を被るリスクです。当ＪＡでは、系統ＪＡグループの全国システムにいち早く移行するとともに、重要なシステム導入に当たっては経営陣を含む特別委員会を設置するなどしてテスト経過などを慎重に検討しています。万一システム障害が発生した場合の影響を極小化するため、インフラの２重化や障害時対応訓練等の実施など必要な対策を講じています。

取引先の情報や個人情報については、情報保護のため、システムへの不正侵入の防止策を講じるとともに、情報の機密性に応じた管理を行っています。

発生したシステム障害や情報漏洩などは、ＪＡ埼玉ひびきのグループの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

2. コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、JAが日常業務を遂行する上で関わってくる数多くの法令・規則等を遵守することはもちろんのこと社会的規範を全うし正しく行動することです。

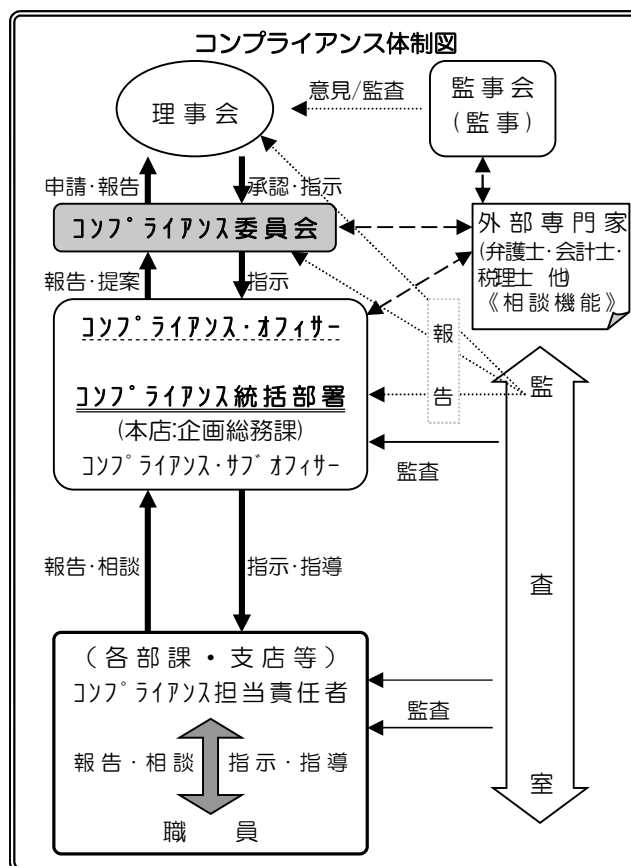
地域金融機関であり、農業者・組合員の相互扶助組織であるJAは、農業、地域経済・社会の健全な発展に寄与する使命を持っていることから、より高い公共性と社会的責任が求められています。

当JAでは、代表理事組合長以下役職員全員が日々の業務活動の中で「コンプライアンス」を着実に実践していくことが、組合員や地域社会から「信頼」される基本であると考え、経営の最重要課題と位置づけ取り組んでいます。

コンプライアンス体制と運営

当JAでは、コンプライアンス統括部署を企画総務課として、経営陣を含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、すべての部課室、支店等にコンプライアンス担当責任者を設置し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況のモニタリングや自店検査等を行っています。

年度ごとにコンプライアンス委員会で策定した「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。また、コンプライアンスの組織風土を役職員一人ひとりに浸透させることが重要であることから、コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全職員にこれを配布し周知させるよう各種会議や研修会等の機会を利用して指導しています。さらに、経営者自らも率先垂範してこの実践と指導に当たっています。



3. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 電話：0495-24-7711（月～金：平日 8時30分～17時30分）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、
（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口
にお問い合わせください。

４．内部監査

内部監査は、経営目的を達成するための内部管理体制の適切性や有効性を、業務部門から独立した部門が検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行うプロセスです。

当ＪＡでは、法令等を遵守し、適切なリスク管理体制を整備するうえで、内部監査機能の整備が必要不可欠との認識のもと、監査室を設置し、リスクの種類・程度に応じた監査計画に基づき、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

また、ＪＡ埼玉ひびきのグループでは、同監査室が子会社についても計画的に内部監査を実施し、グループ全体の健全性確保に向けた取り組みを行っています。

トピックス



○ドローンによるイネカメムシ広域防除

上里地区において、管内では初のドローンを使用したイネカメムシに対する広域防除を実施しました。

約250か所、合計約70ヘクタールの圃場に農薬散布を施し、被害を抑制することに成功しました。

○第23回年金・共済友の会グラウンドゴルフ大会

コロナ禍を機に開催が中止されていた年金・共済友の会のグラウンドゴルフ大会が6年ぶりに開催されました。

管内の各地区から集まった24チームが参加し、出場者たちは日頃の練習の成果をいかに発揮していました。



○特殊詐欺・サイバー犯罪防止キャンペーン

児玉支店で埼玉県警と児玉警察署が来店者に対して特殊詐欺とサイバー犯罪の注意喚起を呼びかけるキャンペーンを実施しました。

当日は支店内に設置したブースで警察の担当者が犯罪の手口やその対処方法について来店者ひとりひとりに説明を行いました。



ブルーベリー収穫体験（美里万葉の里直売所）



春胡瓜目揃え会（本庄営農経済センター）

【資料編】

	ページ
組合に関する状況	19
地区・組織図・役員・会計監査人の名称	19-21
組合員数・職員数・組合員組織	21
主な事業の内容	23
ＪＡ埼玉ひびきのの事業・業務のご案内	23
株式会社ＪＡひびきのファームの事業・業務のご案内	31
業績・財務関係の状況（単体）	32
業績の概要	32
主要な経営指標等の推移	33
財務諸表	34
貸借対照表	34
損益計算書	35
注記表等	37
剰余金処分計算書	45
確認表	46
各種事業の状況	48
信用事業の状況	48
リスク管理債権及び金融再生法開示債権	54
共済事業の状況	57
購買事業の状況	59
販売事業の状況	59
その他事業の状況	60
経営諸指標	61
自己資本の充実の状況	62
 業績・財務関係の状況（連結）	 84
連結子会社の概況	84
組織図・役員	84
業績の概要及び連結決算の収支状況	84
主要な経営指標等の推移	85
連結財務諸表	86
連結貸借対照表	86
連結損益計算書	87
連結注記表等	88
連結剰余計算書	96
リスク管理債権	97
事業別経常収益等	97
連結自己資本比率	98

組合に関する状況

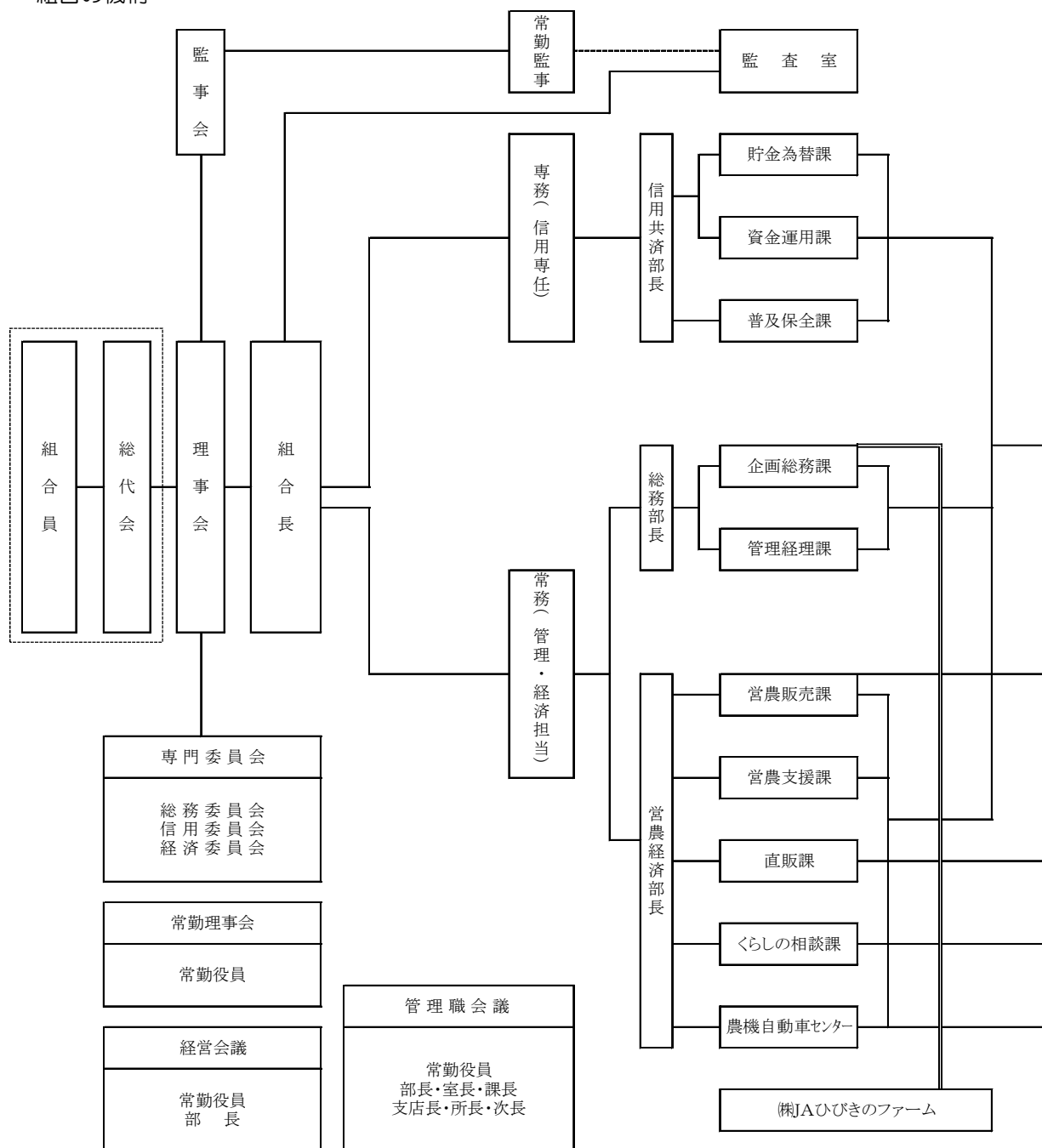
地 区

当JAの営業地区は、本庄市、上里町、美里町、神川町です。

組 織 図

(令和8年7月1日現在)

組合の機構





役員 (令和8年7月1日現在)

代表理事組合長	五十嵐 雅樹	理	事	久米原 久仁夫	代 表 監	事	山下 宏一
専 務 理 事	岩田 義雪	理	事	清水 ゆり子	常 勤 監	事	増田 貴彦
常 務 理 事	中 秀 幸	理	事	清 水 京子	監	事	細野 俊文
理 事	武 正 寛	理	事	宮 部 延一	監	事	板垣 延雄
理 事	小 暮 豊樹	理	事	福 田 光男	監	事	梅沢 幸司
理 事	菊 地 宏 利	理	事	萩 原 宏一	監	事	峯 昌彦
理 事	長 滝 岳	理	事	清 水 康雄	監	事	小島 勇一
理 事	伊藤 茂男	理	事	須 賀 利治			
理 事	根本 孝代	理	事	高 橋 博			
理 事	鈴木 広子	理	事	森 正 武			
理 事	富 丘 浩 昭	理	事	金 井 武			
理 事	木 村 徳 成	理	事	小暮 恵美子			
理 事	今 井 一 男	理	事	飯 野 泰司			
理 事	北 野 博	理	事	宮 崎 孝之			

※ 当JAでは、農協法第30条の2による「経営管理委員」制度は採用していません。

会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和8年7月1日現在)

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

公認会計士 西村 克広

公認会計士 乗松 敏隆

組合員数

(単位:組合員数)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
正組合員	8,008	7,775
うち個人	7,935	7,705
うち法人	73	70
准組合員	7,983	8,127
うち個人	7,908	8,054
うち法人	75	73
合 計	15,991	15,902

職員の状況

(単位:職員数)

区 分	令和7年4月1日			令和8年4月1日		
	男	女	計	男	女	計
一 般 職 員	69	53	122	71	51	122
営農指導員	10	4	14	12	4	16
生活指導員	12	13	25	12	13	25
その他の職員	45	65	110	48	64	112
合 計	136	135	271	143	132	275

組合員組織等

(単位:支部数・構成人員数)

組織の名称	主な活動内容	支部数	構成人員
農家組合	生産資材の予約注文などの取りまとめなど	235	5,965名
一元生産部会	栽培講習会や目揃会等を開催し、生産性向上および販売高の向上に取り組む	43	889名
(任意)生産部会	栽培講習会や目揃会等を開催し、生産性向上および販売高の向上に取り組む	9	41名
採種組合	生産物の品質向上および安定供給に取り組む	3	69名
養蚕部会	稚蚕の共同飼育など	1	2名
酪農部会	生乳の生産性向上および販売高向上に取り組む	1	8名
直売所生産者協議会	生產品の安定供給および販売力強化に取り組む	7	752名
連合女性部	自己啓発活動、地域貢献活動など	5	330名
連合青年部	自己啓発活動など	5	111名
ひびきの友の会	会員の親睦および健康増進等の活動	1	11,378名
ひびきの南部選果機利用組合	キュウリ・ナスの選果および出荷	1	129名
本庄一元胡瓜部会選果機利用組合	キュウリの選果および出荷	1	41名
ふれあい委員会	地域の元気づくりをめざす、協同組合活動の実績	5	96名

当JAの組合員組織を記載しています。

主な事業の内容

J A埼玉ひびきのは、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまが、「気軽に、ご利用できる」をモットーに、暮らしに役立つさまざまな事業を展開しております。当J Aが行う主な事業について、ご案内いたします。

《 J A 埼玉ひびき の 事業・業務のご案内 》

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる業務を行っております。

私どもは、組合員皆様と地域の皆様に信頼されるサービスのご提供と、期待や信頼にお応えする地域金融機関を目指し、「JAバンク」と称しております。このJAバンクは、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクグループとして大きな力を発揮しています。

さらに、平成14年1月に策定された「JAバンク基本方針」により、破綻未然防止についても磐石な態勢が整っています。また、JAバンクグループは、独自の「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により「JAバンク、セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

貯金業務

組合員の皆様、地域の皆様や事業主の皆様のライフスタイルに合わせた財産形成や生活設計の資産づくりをお手伝いしております。

当座貯金、普通貯金、総合口座、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、納税準備貯金などの各種貯金を、目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

【貯金商品一覧】

種 類		特 色	期 間	お預入金額
当 座 貯 金		日常の商取引に手形・小切手をご使用いただく貯金です。効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上
納 税 準 備 貯 金		税金納付資金専用の貯金です。日頃から準備をしておくと納税時にあわてないで済みます。利息は非課税です。	引き出しは納税時入金日遡り	1円以上
普 通 貯 金		いつでもお出し入れのできる、いわば毎日のお財布や家計簿がわりにご利用いただけます。また、貯金保険制度により全額保護される普通貯金無利息型（決済用）も取扱っております。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 貯 金		普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の金利が同じになる場合もございます。）お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	普通	普通貯金と定期貯金を一冊にしたものです。預ける、貯める、支払う、受取る、借りる、がこの一冊の通帳でOKです。	出し入れ自由	1円以上
	定期	いざという時、自動融資（定期貯金の90%、最高200万円が受けられます。（スーパー/大口/変動金利/期日指定定期の受入れ可）	自動継続扱い（1ヶ月～5年）	（ス/変/期） 1円以上 （大）1千万円以上
定期貯金	通知貯金	まとまったお金を短期間預けるのに有利な貯金です。お引き出しは2日前までにご連絡をいただくことになっています。	7日間以上	5万円以上
	期日指定定期貯金	利息の計算は1年複利で、大変お得です。3年にわたり預け入れができ、長期の運用が可能です。	最長3年	1円以上 3百万円未満
	スーパー定期貯金	一番身近な自由金利（お預入れ時の金融情勢で金利が決まる）商品です。3年・4年・5年もののお利息は、単利もしくは半年複利です。（半年複利は個人のみ）	1ヶ月～5年	1円以上
	変動金利定期貯金	6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利商品です。3年もののお利息は、半年複利です。（半年複利は個人のみ）	1年・2年・3年	1円以上
	大口定期貯金	まとまった資金の運用に最適です。金利は、お預入れ時の金融情勢に応じて決まります。	1ヶ月～5年	1千万円以上
財形貯金	一般財形貯金	毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引き貯金で、知らず知らずのうちに大きく貯まる貯金です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	豊かな老後の生活設計にご活用いただける年金タイプの財形貯金です。（財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税です。）	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム取得・増改築を目的とした財形貯金です。マイホームプランに合わせ積立額、期間が決められます。（財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税です。）	5年以上	1円以上

定期積金	みなさまの計画に合わせて、毎月決まった日に一定の掛金で無理のないペースで積立てられます。	6ヶ月～5年	1,000円以上
積立定期貯金	エンドレス型、満期型、年金型の3種類があります。	種類によって 分かれます	1円以上
譲渡性貯金	大口の余裕資金を有利に運用できる自由金利商品で、満期日前に第三者に譲渡することができます。	7日～5年	1千万以上 1円単位
J A 教育資金 贈与専用口座	教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入2026年3月31日まで）	1円以上 1,500万円以下
J A 結婚・子育て資金 贈与専用口座	結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。結婚・子育て資金を受贈した18歳以上50歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が50歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで（口座開設・新規預入2025年3月31日まで）	1円以上 1,000万円以下

【ご契約にあたって】

※ ご貯金の種類により、金利は異なります。金利は、窓口に掲示してありますのでご確認ください。

※ 新規の口座を開設する場合、200万円を超える現金取引、10万円を超える振込みを行う場合など、犯罪収益移転防止法により取引時確認をさせていただきますので、運転免許証等本人確認書類の提示が必要となります。

- 〈便利さ〉を生かした通帳……………総合口座・普通貯金
- 有利に大きくふやす……………定期貯金・積立定期貯金
- くらしの夢を育てる……………定期積金
- 明日への財産づくりに……………財形貯金

融 資 業 務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローン商品一覧】

ローン名	ご利用いただける方	使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証
J A 住宅ローン (J A リフォームローン)	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満66歳未満の方（完済時満80歳未満）	住宅の新築、購入、増改築、宅地の購入、住宅資金の借換 (リフォームは、住宅の増改築資金)	2億円以内 (リフォームは、1,500万円以内 (1万円単位))	3年～50年 (50年は新築・購入のみ、リフォームは20年まで)	・元金均等返済（住宅ローン） ・元金均等返済 ボーナス併用（住宅ローン） ・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 ボーナス併用	・抵当権の設定（リフォームは原則、抵当権の設定は不要） ・基金協会保証（住宅ローンは団信付保・リフォームローンは借入期間が10年を超える場合、団信付保）
J A 小 口 ロ ー ン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方（完済時満80歳未満）	生活に必要な資金で使いみちは自由 (負債整理資金・事業資金は除く)	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6か月～10年	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 ボーナス併用	・基金協会保証（希望により団信付保可）
J A 教 育 ロ ー ン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方（完済時満80歳未満）	高校、各種学校、短大、大学の入学金、授業料など一切の教育資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月～15年以内	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済 ボーナス併用	・基金協会保証（希望により団信付保可）
J A マ イ カ ー ロ ー ン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方（完済時満80歳未満）	自動車・バイクの購入、点検、修理、車検、免許の取得、カー用品購入、車庫建設及び増改築、自動車ローン借換に必要な資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月～15年	・元利等毎月返済 ・元利均等毎月返済 ボーナス併用	・基金協会保証（希望により団信付保可）

ローン名	ご利用いただける方	使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証
JA ワイドカードローン (50万円以下)	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満70歳未満の方 (満20歳未満は農業者、給与所得者の方に限ります)	生活に必要な資金	極度額 50万円以内 (10万円単位)	1年(自動更新) (満70歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	・定額式約定返済 ・任意返済	・基金協会保証
JA ワイドカードローン (50万円超)	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満65歳未満の方		極度額 500万円以内 (10万円単位) (農業経営者以外の方は極度額300万円以内)	1年(自動更新) (満65歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)		
JA 農機ハウスローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	農機具の購入、修理等の資金及びパイプハウス資材、建設費並びに他金融機関の農機具ローン借換資金	【個人】10万円以上3,600万円以内 【法人】10万円以上7,200万円以内 (所用資金の範囲内、1万円単位)	1年～15年 (他金融機関の農機具ローン借換資金の場合は残存期間以内)	・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA 営農ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方	農業生産に必要な営農資金	極度額 300万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	・基金協会保証
担い手 応援ローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人】直近決算で繰越欠損のない法人	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金	極度額 1,000万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	・基金協会保証(借入額500万円超は根拠当権を設定)
アグリ スーパー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人等】農業経営に必要な運転資金	過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額及び販売代金相当額のうち、口座入金される金額の範囲内 (10万円単位)	1年以内	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	・基金協会保証
アグリ マイティー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	・農業生産、あるいは農産物の加工等に必要な設備資金・運転資金 ・再生可能エネルギー利用の取組に必要な設備取得等資金	10万円以上3,600万円以内 (1万円単位) *法人等の場合は10万円以上7,200万円以内 *再生可能エネルギー利用にかかる資金の場合は5,000万円以内	20年以内	・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・基金協会保証 *必要に応じ担保を設定
JA 事業者ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方(完済時満71歳未満)	組合員の事業に必要な設備資金・運転資金	10万円以上500万円以内 (抵当権第一順位設定の場合1,000万円以内、10万円単位)	1年～10年 (運転資金・無担保設備資金は、1年～5年)	・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済	・基金協会保証 (必要に応じ担保を設定)
JA 賃貸住宅ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方(完済時満71歳未満)	賃貸住宅の建設、増改築、補修に必要な資金	100万円以上4億円以内 (10万円単位)	1年～30年	・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済	・抵当権の設定 ・基金協会保証

※商品ごとに利率、保証料、ご利用限度額などが異なりますのでローンのご利用にあたっては、ご相談ください。

■ つぎの資金についても、ご相談ください。

代 理 貸 付 商 品 名	内 容
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	農業者等への長期設備資金、長期運転資金
	高校・短大・大学等へ進学するために必要な資金

※上記のローンや代理貸付以外の一般融資も行っていますので、事業資金（運転資金、設備投資資金など）が必要の時はご相談ください。

ローンの上手な利用方法

豊かな生活を送るためには、ローンを上手に利用することも必要です。それには、計画的に無理なく返済できる範囲内でローンをご利用いただくことが肝要です。返済計画は、生活を極端に切り詰めることなく、また病気など不慮の事故も考慮して、余裕のある計画を立てるようにしてください。

内 国 為 替 業 務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当ＪＡから全国の金融機関に対して送金・振込や手形・小切手等の取立てを安全、確実、迅速に処理するサービスを行っております。

その他の業務及びサービス一覧

オンラインシステムを利用した各種の自動支払・自動受取や、事業主の皆様のための給与振込サービス、振替サービスなどの取り扱いをしております。

また、全国全てのＪＡバンクでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫及びゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでの現金引き出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ＡＴＭでは預入れも可）ができるキャッシュカードサービスなどさまざまなサービスを行っております。

種 類	内 容
国 債 窓 口 販 売 業 務	国債の募集を取り扱っています。（本店と支店でご利用できます。）
投 資 信 託 窓 口 販 売 業 務	各種の投資信託の募集を取り扱っています。（本店と支店でご利用できます。）
キャッシュサービス	カード1枚で、貯金の入出金・残高照会などが、当ＪＡの本支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のＡＴＭでご利用できるほか、コンビニエンスストア等に設置のＡＴＭ（セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ＡＴＭ）でもご利用できます。
デビットカードサービス	現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払・現金のお引出しに利用できるサービスです。
ＡＴＭ	キャッシュカードや通帳でのお預入れ、お引出し、通帳記入、残高照会のほか、暗証番号の変更、定期貯金のお預入れ、税金・公共料金等の払込など様々な機能をご利用いただけます。
自動支払・自動受取	毎月の５大公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ）、税金、共済掛金、学費、クレジットカードなどのお支払や、給与、年金などのお受取りを自動的に行う便利で安心なサービスです。
給与振込サービス	給与・ボーナスを従業員の皆様をご指定される貯金口座に自動的にお振込みいたします。
振 替 サ ー ビ ス	住宅家賃、会費など各種の集金代金を当ＪＡ本支店のご指定口座から自動的に収納するサービスです。
ＪＡバンクアプリ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまを対象に、スマートフォンから貯金残高・投資信託残高・ファンドの購入・解約・入出金明細照会・税金各種料金の払込などをアプリでご利用できるサービスです。
ＪＡネットバンク（個人向け）	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンで、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。 また、定期貯金の預入、住宅ローン等の一部繰上返済やPay-easy（ペイジー）による各種料金のお支払いもご利用いただけます。
ＪＡネットバンク（法人向け）	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから貯金の残高や入出金明細の照会、振込・振替・税金等の払込のほか、口座振替、総合振込、給与・賞与振込等の複数データを１回の操作でまとめて送信できる、データ伝送サービスもご利用いただけます。
ホームバンキング ファームバンキング	お客さまのパソコン、ファクシミリなどから電話回線を通じて、ご登録済の当ＪＡ本支店・他金融機関への振込をオンラインで行うほか、残高照会、入出金明細照会などをご利用できるサービスです。

J A データ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	お客様のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替などのサービスをご利用いただけます。
定 時 自 動 送 金 サ ー ビ ス	住宅家賃・仕送りなど毎月一定額の振込みをご指定日にお客さまの口座から当 J A 本支店・他金融機関のご指定口座へ送金いたします。
J A カ ー ド	「Mastercard®」・「VISA」ブランドのクレジットカードに J A 独自のサービスを付加した J A カードの発行や、加盟店へのご加入のお取次ぎをいたします。
貸 金 庫	貯金証書、権利書などの重要書類、貴重品など大切な財産を安全に保管いたします。
年 金 相 談	年金に関するあらゆるご相談をスタッフが無料で承っております。
遺 言 信 託 代 理 業 務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託業務、遺産整理業務を取り扱っております。

J A 埼玉ひびきのの金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

各種手数料（令和8年7月1日現在）

【為替手数料】

種 類			利用区分	当ＪＡの 同一店宛	当ＪＡの 他店宛	当組合以外 の系統あて	他金融機関宛
送 金			普通扱(1件につき)		660円	660円	660円
振 込	窓 口	電 信 (各1件につき)	3万円未満	無料	220円	440円	660円
			3万円以上	220円	330円	550円	770円
		文 書 (各1件につき)	3万円未満	無料	220円	440円	660円
			3万円以上	220円	330円	550円	660円
	定 時 自 動 送 金	電 信 (各1件につき)	3万円未満	無料	110円	220円	440円
			3万円以上	無料	330円	440円	660円
		文 書 (各1件につき)	3万円未満	無料	110円	220円	440円
			3万円以上	無料	330円	440円	660円
現金自動化機器（ＡＴＭ） （各1件につき）			無料	110円	220円	440円	
インターネット／ファーム ／ＪＡデータ伝送サービス （AnserDATAPORT方式） （各1件につき）		3万円未満	無料	無料	110円	165円	
		3万円以上	無料	無料	165円	165円	

【手形・小切手取立手数料その他】

種 類			手数料
代 金 取 立	普通扱い	1通につき	660円
	至急扱い	1通につき	880円
そ の 他	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	取立手形の組戻料	1通につき	660円
	不渡手形の返却料	1通につき	660円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	660円
	(ただし、660円を超える経費を要する場合は、 その実費を徴する)		

【手形・小切手発行手数料】

種 類	手数料
小切手帳 1冊50枚綴り	660円
約束手形帳 1冊25枚綴り	550円
為替手形（1枚）	33円
専用約束手形（マル専手形）（1枚）	550円
マル専当座開設手数料	3,300円

【円貨両替（窓口）】

	希 望 金 額 の 合 計 枚 数			
	100枚まで	101枚～ 500枚まで	501枚～ 1,000枚まで	1,001枚以上
金額	無料	550円	1,100円	550円加算
減額の場合	無料	330円	550円	330円加算

※ 記念硬貨への両替、汚損した現金の交換は無料

【硬貨入金整理取扱（窓口）】

	希 望 金 額 の 合 計 枚 数			
	100枚まで	101枚～ 500枚まで	501枚～ 1,000枚まで	1,001枚以上
金額	無料	550円	1,100円	550円加算
減額の場合	無料	330円	550円	330円加算

【その他の手数料】

種 類	手数料
残高証明書発行（貯金・貸出） 1通あたり	440円
相続貯金仮払履歴証明書 1通あたり	440円
融資証明書発行 1通あたり	1,100円
取引履歴明細表発行 1通あたり	2,200円
自己宛小切手発行 1通あたり	550円
通帳・証書再発行 1件あたり	1,100円
ICキャッシュカードの発行・更新	無料
ICキャッシュカードの再発行	1,100円
JAカード（一体型）発行・再発行・更新	無料
JAネットバンク 利用手数料（1ヶ月）	無料
法人JAネットバンク利用手数料（1ヶ月） 基本サービス（照会・振込サービス） 基本サービス＋データ伝送サービス	1,100円 2,200円
JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式） 月額利用料（1か月）	3,300円
ローンカード再発行	1,100円

【貸金庫使用料（年額）】

種 類	手数料
基本料金 （1年間）	7,920円

【融資関係手数料】

※ここに掲載しました手数料のほか、個々の取引内容等により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。

共 済 事 業

JＡ共済は、組合員・利用者の皆さまが安心して暮らせるよう、生活全般に潜むさまざまなリスクに対して、「ひと・いえ・くるま・農業」を軸とした総合保障を提供しております。

「ひと」の保障では、日常生活に潜む病気やケガへの備えに加え、長寿社会に対応した老後保障、さらには万一に備える死亡保障まで、ライフステージに応じた万全の保障を整えております。

「いえ」の保障では、火災をはじめ、近年頻発している地震や台風などの大規模自然災害といった予期せぬリスクに対しても安心いただける充実した保障内容としております。また、より質の高い保障とサービス提供を目指し、JＡグループとして共栄火災との連携強化を図っております。

「くるま」の保障では、社会環境の変化に伴い事故態様が多様化する中、時代のニーズに応じた万全の保障が求められており、安全・安心なカーライフを支える保障提供に努めております。

「農業」の保障では、自然災害や事故等による農業経営への影響リスクに対応し、作物・施設・農業資産を守る保障の充実を図ることで、持続可能な農業経営を支援しております。

JＡ共済は今後も、組合員・利用者の皆さまのライフプランや営農状況に応じた最適な保障を提供するとともに、身近で信頼されるパートナーとして「安心」をお届けしてまいります。あわせて、共済金ご請求時における迅速な支払体制の充実を図り、「安心のさらなる向上」に努めてまいります。

【主な共済商品の一覧（令和8年7月1日時点）】

長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引受緩和型 終身共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一のときの保障が確保できます。
一時払終身共済	満期共済金や退職金等の一時金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。
定期生命共済	万一のときをお手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズにこたえるプランもあります。
養老生命共済	万一のときの保障と将来の資金づくりを両立させたプランです。
こども共済	お子さま・お孫さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親族）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
特定重度疾病 共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、更には「その他の生活習慣病」まで幅広く保障できるプランです。
医療共済	病気やケガによる入院を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「手術・放射線治療保障」、「治療共済金受取回数」などを選択できるほか、先進医療の保障を付加したり、特則により健康を維持した場合に健康祝金を受取れるプランもあります。
引受緩和型 医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。
介護共済	一生涯にわたって、介護の不安に備えることができるプランです。公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときに介護共済金が受け取れます。
一時払介護共済	満期共済金や退職金等の一時金を活用して、一生涯にわたって介護の不安に備えることができるプランです。介護共済金の受け取りがなく、お亡くなりになられたときは死亡給付金が受け取れます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。

予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
認知症共済	認知症にかかる介護費用や治療費用など様々な費用に補填することができる共済金は一時金でお受取りいただけるため、まとまった資金を確保することができるプランです。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。
詳しくは窓口までお問合せください。

短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容	種 類	内 容
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。	傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。	賠償責任共済	日常生活に生じた損害賠償責任などを保障します。
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。	農業者賠償 責任共済	農業に関する幅広い賠償責任を保障します。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

購 買 事 業

営農経済センター（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗に営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

販 売 事 業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、埼玉県の特産栽培米として認証を受けた米を、JAブランド「かな清流米」として当JA直売所で販売しています。また、「地産地消」の取り組みとして直売所5店舗で時季の農産物キャンペーンを開催するとともに、「ひびきのキャンペーン隊」による地元農産物の販売促進を行っています。

資 産 管 理 事 業

「農と住の調和したまちづくり」を目指して、組合員の皆様の土地資産等に関することについての総合相談業務や各種の不動産仲介業務等を行っています。

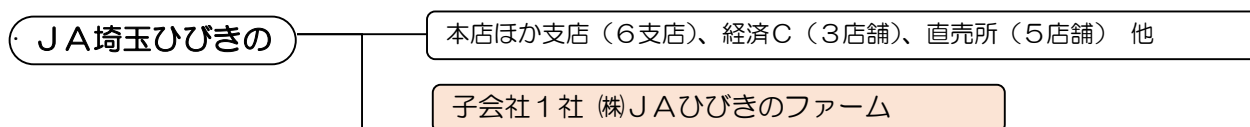
営 農 ・ 生 活 ・ 相 談 事 業

組合員の皆様と共に歩む営農指導（地域農業振興活動の支援・農業経営支援などの農業・農家のための活動）や組合員の皆様や地域の皆様と共に歩む生活指導（健康管理講習・郷土文化学習・共同購入・地産地消などの生活文化活動）はもとより、法務・税務相談の窓口開設や、土地の有効利用などの資産管理相談、健康相談などの総合的な相談機能により、暮らしの全般にわたったサポートをしています。

《株式会社JAひびきのファームの事業・業務のご案内》

JA埼玉ひびきのグループの子会社(株)JAひびきのファームは、JAと連携しながら組合員と地域の皆様に役立つサービスを提供しております。その内容は、次のとおりです。

事業系統図



作業受託事業

組合員の皆様から「自作農が出来なくなった」「貸していた農地が返却されてしまった」等の理由により農地保全や農作業が困難になってしまったことに応える為、農作業受託を(株)JAひびきのファームが請け負っております。

営農事業

地域農業の持続可能性が相当なリスクを抱えている状況で、地域の農地を守るため、いわゆる「受け皿」として担い手と同じ土俵で地域に貢献するため、農業経営を行い、施設・露地野菜、米麦等を生産しております。

業績・財務関係の状況（単体）

《業績の概要》

信用事業

貯金

地域に密着した金融機関として、JA利用者に対する取引・サービス提供の拡大を進めた結果、個人貯金は年間33億77百万円の増加、総額は1,587億66百万円となりました。

貸出金

組合員の営農資金や住宅資金の需要対応により貸出金年間増加額が457百万円となり貸出残高は244億40百万円となりました

その他の業務

内国為替業務は、年間取扱量が、仕向為替2.7万件、216億1百万円で被仕向為替18.8万件、402億22百万円となりました。

共済事業

組合員、地域の皆さまの家族一人ひとりの生涯保障の確立をめざし事業推進活動を積極的に展開したところ、長期共済新契約高は93億円を挙績し、保有契約高は2,572億円となりました。

また、年金共済新契約高においても1,604万円、自動車共済新契約17,074件ご加入いただきました。

購買事業

営農指導・販売事業と連携し、良質な資材を適正価格で安定的に供給するために営農支援課を中心に取扱体制の確立に努めた結果、52億71百万円の取扱い実績となりました。

販売事業

地域の特性を生かした作物・優良な畜産物等の共販組織や事務体制の強化の充実など、計画的な生産販売までの業務態勢の確立に努めた結果、取扱高は68億86百万円となりました。

収支状況

事業全体の成果として、事業総利益は計画対比-157.3%の△32億18百万円。事業管理費については費用を抑制して計画対比98.0%の19億38百万円となり、差引では51億57百万円の事業損失となりました。主な要因については、金利上昇によって、当JAで保有していた有価証券の評価損が膨らみ「その他保有目的」有価証券の全銘柄を売却したことによるものです。経常損失は49億57百万円、当期損失額は49億79百万円となり、大変厳しい経営結果となりました。

主要な経営指標等の推移

※ 本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。

	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
出資金（百万円）	2011	2,007	2,022	2,026	1,981
（出資口数）	20,112,267	20,070,710	20,228,786	20,267,995	19,812,085
単体自己資本比率（％）	17.26	17.24	17.60	17.21	7.60
職員数（人）	304	284	273	274	275

	（単位：百万円）				
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
総資産額	164,586	168,028	169,730	165,759	165,885
貸出金	20,877	22,090	22,088	23,548	24,033
有価証券	24,971	26,335	24,991	21,616	10,449
貯金	153,875	158,606	161,305	158,766	159,749
純資産額	9,277	7,974	6,957	5,707	4,680
事業総利益	2,019	2,028	2,003	1,387	△3,218
信用事業総利益	768	878	865	172	△4,428
共済事業総利益	551	489	474	481	515
農業関連事業総利益	385	453	499	683	651
その他の事業総収益	313	206	170	48	40
経常利益	228	295	277	△360	△4,957
当期剰余金（注）	167	101	152	957	△3,600
剰余金配当の金額	19	19	19	19	—
出資配当額	19	19	19	19	—
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—

（注）1. 当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。

2. 総資産および貸出金については、貸付留保金を控除した数値としています。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位:千円)

	令和7年3月期 (令和7年3月31日)	令和8年3月期 (令和8年3月31日)		令和7年3月期 (令和7年3月31日)	令和8年3月期 (令和8年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	152,294,552	152,421,540	1 信用事業負債	158,814,415	159,867,958
(1) 現金	627,351	632,527	(1) 貯金	158,766,195	159,749,069
(2) 預金	106,427,808	117,101,184	(2) 借入金	193	—
系統預金	103,422,139	113,500,268	(3) その他の信用事業負債	48,026	118,889
系統外預金	3,005,669	3,600,916	未払費用	25,225	98,279
(3) 有価証券	21,616,739	10,449,674	その他の負債	22,801	20,609
国債	12,238,269	4,773,004	2 共済事業負債	511,147	508,217
地方債	5,884,637	3,689,573	(1) 共済資金	238,251	230,085
政府保証債	3,493,832	1,987,095	(2) 未経過共済付加収入	262,729	265,194
受益証券	0	—	(3) 共済未払費用	9,201	11,849
(4) 貸出金	23,548,729	24,033,405	(4) その他の共済事業負債	965	1,087
(5) その他信用事業資産	155,524	285,686	3 経済事業資産	393,583	484,477
未収収益	136,069	248,536	(1) 経済事業未払金	236,902	247,215
その他の資産	19,455	37,150	(2) 経済受託債務	156,681	237,262
(6) 貸倒引当金	△81,600	△80,936	(3) その他の経済事業負債	—	—
2 共済事業資産	13,070	18,383	4 雑負債	244,883	241,016
(1) 共済貸付金	—	—	(1) 未払法人税等	3,520	3,520
(2) 共済未収利息	—	—	(2) 資産除去債務	97,916	98,302
(3) その他共済事業資産	13,070	18,383	(3) その他の負債	143,447	139,194
(4) 貸倒引当金	—	—	6 諸引当金	88,373	103,703
3 経済事業資産	1,234,415	1,331,614	(1) 賞与引当金	35,017	38,557
(1) 経済事業未収金	764,788	766,797	(2) 退職給付引当金	36,765	43,362
(2) 経済受託債権	91,946	182,150	(3) 役員退職慰労引当金	16,590	21,783
(3) 棚卸資産	241,234	297,646			
購買品	202,120	234,622	負債の部合計	160,052,404	161,205,374
その他の棚卸資産	39,113	63,024			
(4) その他の経済事業資産	202,814	184,900	(純資産の部)		
(5) 貸倒引当金	△66,369	△99,880	1 組合員資本	9,634,545	4,680,253
4 雑資産	198,017	142,317	(1) 出資金	2,026,799	1,981,208
(1) 雑資産	233,595	177,995	(2) 資本準備金	15,263	15,263
(2) 貸倒引当金	△35,578	△35,677	(3) 利益剰余金	7,611,415	2,698,024
5 固定資産	3,101,590	2,964,532	利益準備金	3,091,580	3,091,580
(1) 有形固定資産	3,100,024	2,963,254	その他利益剰余金	4,519,835	△393,555
建物	4,853,637	4,838,950	(うち目的積立金)	2,022,010	1,666,583
機械装置	1,064,921	1,081,967	(うち特別積立金)	1,540,756	1,540,756
土地	1,157,421	1,157,031	当期末処分剰余金	957,065	3,600,898
建設仮勘定	16,619	—	(うち当期繰入金)	△330,478	△4,893,491
その他の有形固定資産	1,624,037	1,685,516	(4) 処分未済持分	△18,932	△14,242
減価償却資産累計額	△5,652,585	△5,800,211	2 評価・換算差額等	△3,927,260	—
(2) 無形固定資産	1,566	1,277	(1) その他有価証券評価差額金	△3,927,260	—
6 外部出資	8,845,798	8,845,794			
(1) 外部出資	8,845,798	8,845,794			
系統出資	8,552,318	8,552,318			
系統外出資	293,480	293,476			
子会社等出資	0	0			
7 繰延税金資産	72,244	161,443	純資産の部合計	5,707,284	4,680,253
資産の部合計	165,759,689	165,885,627	負債及び純資産の部合計	165,759,689	165,885,627

■ 損 益 計 算 書

(単位:千円)

	令和7年3月期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和8年3月期 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
1 事業総利益	1,387,052	△3,218,774
事業収益	5,973,549	6,383,287
事業費用	4,586,496	9,602,062
(1) 信用事業収益	1,074,901	1,341,426
資金運用収益	982,952	1,267,796
(うち預金利息)	(585,312)	(844,692)
(うち有価証券利息)	(188,799)	(169,666)
(うち貸出金利息)	(174,255)	(217,831)
(うちその他受入利息)	(34,584)	(35,607)
役務取引等収益	55,152	56,013
その他事業直接収益	—	—
その他経常収益	36,795	17,616
(2) 信用事業費用	902,583	5,769,533
資金調達費用	38,281	212,837
(うち貯金利息)	(38,206)	(212,608)
(うち給付補填備金繰入)	(39)	(218)
(うち借入金利息)	(34)	(9)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	9,957	10,315
その他事業直接費用	770,594	5,471,651
その他経常費用	83,750	74,729
(うち貸倒引当金戻入益)	(13,845)	(△664)
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
(うち貸出金償却)	—	—
信用事業総利益	172,317	△4,428,107
(3) 共済事業収益	528,469	567,578
共済付加収入	484,983	511,877
その他の収益	43,486	55,700
(4) 共済事業費用	46,544	52,122
共済推進費	34,498	38,855
共済保全費	5,666	5,650
その他の費用	6,380	7,616
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—
共済事業総利益	481,925	515,456
(5) 購買事業収益	3,790,421	3,952,331
購買品供給高	3,201,362	3,219,511
購買手数料	79,767	74,048
直売所購買品供給高	427,786	574,037
直売所購買手数料	54,827	54,580
その他の収益	26,677	30,153
(6) 購買事業費用	3,338,048	3,507,144
購買品供給原価	2,845,228	2,866,455
購買品供給費	58,214	59,633
その他の費用	37,643	66,610
(うち貸倒引当金戻入額)	(14,027)	(33,510)
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—
直売所供給原価	325,684	438,829
直売所購買費用	71,277	75,615
購買事業総利益	452,372	445,187
(7) 販売事業収益	459,069	456,542
販売品販売高	130,184	149,959
販売手数料	150,033	138,824
その他の収益	26,331	25,933
直売所販売手数料	132,996	127,536
直売所その他収益	19,523	14,289
(8) 販売事業費用	227,858	250,339
販売品販売原価	128,075	145,417
販売費	8,356	7,255
その他の費用	22,393	22,051
直売所販売費用	69,032	75,615
販売事業総利益	231,211	206,203
(9) 保管事業収益	10,833	10,199
(10) 保管事業費用	621	909
保管事業総利益	10,212	9,290
(11) 加工事業収益	6,442	6,707
(12) 加工事業費用	1,150	1,345

加工事業総利益	5,292	5,361
(13) 利用事業収益	111,986	106,546
(うち米麦調整施設収益)	(86,721)	(81,925)
(14) 利用事業費用	81,438	82,618
(うち米麦調整施設費用)	(57,300)	(60,858)
利用事業総利益	30,548	23,927
(15) 宅地等供給事業収益	17,020	18,191
(16) 宅地等供給事業費用	3,854	3,636
宅地等供給事業総利益	13,165	14,555
(17) 福祉事業収益	—	—
(18) 福祉事業費用	—	—
福祉事業総損失	—	—
(19) その他事業収益	26,501	24,940
(20) その他事業費用	16,828	14,285
その他事業事業総利益	9,673	10,654
(21) 指導事業収入	7,090	5,736
(22) 指導事業支出	26,756	27,041
指導事業収支差額	△19,665	△21,305
2 事業管理費	1,886,293	1,920,195
(1) 人件費	1,264,687	1,300,331
(2) 業務費	209,785	212,230
(3) 諸税負担金	51,362	56,018
(4) 施設費	351,044	344,298
(5) その他費用	9,414	7,315
事業利益	△499,241	△5,138,970
3 事業外収益	203,727	212,142
(1) 受取雑利息	180	100
(2) 受取出資配当金	101,947	101,936
(3) 賃貸料	34,543	35,017
(4) 貸倒引当金戻入益	—	—
(5) 雑収入	67,055	75,087
4 事業外費用	65,421	30,737
(1) 賃貸費用	18,491	18,283
(2) 寄付金	16	12
(3) 雑損失	22,415	12,343
(4) 貸倒引当金繰入額	24,497	99
経常利益	△360,935	△4,957,565
5 特別利益	58,916	7,555
(1) 固定資産処分益	3,990	7,555
(2) 一般補助金	54,925	—
6 特別損失	65,64	29,161
(1) 固定資産処分損	4,148	3,344
(2) 固定資産圧縮損	936	—
(3) 減損損失	60,559	25,816
税引前当期利益	△367,663	△4,979,171
法人税・住民税及び事業税	3,520	3,520
法人税等調整額	△40,705	△89,199
法人税等合計	△37,185	△85,679
当期利益	△330,478	△4,893,491
当期首繰越剰余金	382,949	496,104
会計方針の変更による累積的影響額	—	—
遡り処理後当期首繰越剰余金	—	—
金利リスク管理目的積立金取崩額	770,594	216,488
財務基盤強化目的積立金取崩額	—	580,000
当期末処分剰余金	957,065	△3,600,898

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

■ 注 記 表 等

令和7年3月期 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和8年3月期 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む) ア. 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法) イ. 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法 ウ. その他有価証券 a. 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。) b. 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ア. 購買品 主に移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。 (4) 収益及び費用の計上基準 ① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。	1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む) ア. 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法) イ. 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法 ウ. その他有価証券 a. 時価のあるもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。) b. 市場価格のない株式等: 移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ア. 購買品 主に移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。 (4) 収益及び費用の計上基準 ① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。 ③ 追加情報（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用） 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 95,395千円（繰延税金負債との相殺前） ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 60,559千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金に関する会計上の見積り ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 183,548千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 161,443千円（繰延税金負債との相殺前） ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異等を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年3月に実勢値を反映して修正した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかしながら、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、同様に翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 25,816千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年3月に実勢値を反映させて修正した中期経営計画を基礎として算出しております。また、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けるものであり、実際に生じた結果が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 216,494千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
---	---

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額（単位：千円）
建 物	295,478
機 械 装 置	96,988
その他有形固定資産	24,561
合 計	417,027

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金（雑資産）	100千円	総合警備保障株式会社の担保
差入保証金（雑資産）	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	本庄市水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金（有価証券（国債））	14,879千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	25,539千円
子会社等に対する金銭債務の総額	9,335千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	－千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は116,189千円、危険債権額は148,650千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は264,840千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	27,458 千円
うち事業取引高	11,024 千円
うち事業取引以外の取引高	16,434 千円
② 子会社等との取引による費用総額	0 千円
うち事業取引高	0 千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、支店、直売所、借事相談センター、スタンドをグルーピングの最小単位に、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

借事事業のグルーピングについては、受注は借事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、借事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。

本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額（単位：千円）
建 物	295,478
機 械 装 置	96,988
その他有形固定資産	24,561
合 計	417,027

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金（雑資産）	100千円	総合警備保障株式会社の担保
差入保証金（雑資産）	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金（有価証券（国債））	14,894千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	24,556千円
子会社等に対する金銭債務の総額	7,671千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	－千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は100,954千円、危険債権額は162,064千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は263,019千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	22,664千円
うち事業取引高	6,396千円
うち事業取引以外の取引高	16,267千円
② 子会社等との取引による費用総額	6千円
うち事業取引高	6千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、支店、直売所、借事相談センター、スタンドをグルーピングの最小単位に、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

借事事業のグルーピングについては、受注は借事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、借事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。

本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳 当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。			
場 所	用 途	金 額	種 類
本庄北支店	事務所	60,559千円	建 物 37,469千円 その他有形固定資産 23,089千円
③ 減損損失を認識するに至った経緯 本庄北支店については営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。			
④ 回収可能価額の算定方法 本庄北支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。			
5. 金融商品に関する注記 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。			
② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。			
③ 金融商品にかかるリスク管理体制 ア、信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。			
イ、市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。			
(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が626,913千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。			
ウ、資金調達にかかる流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳 当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。			
場 所	用 途	金 額	種 類
本庄南支店	事務所	25,816千円	建 物 25,816千円
③ 減損損失を認識するに至った経緯 本庄南支店については営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。			
④ 回収可能価額の算定方法 本庄南支店の固定資産の回収可能価額につきましては、正味売却価額を採用しております。その算定にあたっては、固定資産税評価額を基礎とするとともに、当該資産が将来生み出すキャッシュ・フローによる回収可能性の検討を総合的に勘案し、適正な評価を行っております。			
5. 金融商品に関する注記 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。			
② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。			
③ 金融商品にかかるリスク管理体制 ア、信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。			
イ、市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。			
(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。（注1） 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には（注2）、経済価値が249,170千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。			
ウ、資金調達にかかる流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	106,427,808	106,125,469	△302,339
有価証券			
満期保有目的の債券	10,646,429	8,124,290	△2,522,139
その他有価証券	10,970,310	10,970,310	—
貸出金(*1)	23,983,430		
貸倒引当金(*2)	△81,600		
貸倒引当金控除後	23,901,829	23,776,227	△125,601
経済事業未収金			
貸倒引当金(*3)	764,788		
貸倒引当金控除後	△66,369		
	698,419	698,419	—
資産計	152,644,796	149,694,716	△2,950,080
貯 金	158,766,195	158,497,544	△268,650
負債計	158,766,195	158,497,544	△268,650

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア、預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

イ、有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア、貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,845,798

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	117,101,184	116,732,698	△368,485
有価証券			
満期保有目的の債券	10,449,674	6,840,060	△3,609,614
その他有価証券	—	—	—
貸出金(*1)	24,440,924		
貸倒引当金(*2)	△80,936		
貸倒引当金控除後	24,359,988	24,007,196	△352,791
経済事業未収金			
貸倒引当金(*3)	766,797		
貸倒引当金控除後	△99,880		
	666,917	666,917	—
資産計	152,577,763	148,246,871	△4,330,891
貯 金	159,749,069	159,371,923	△377,146
負債計	159,749,069	159,371,923	△377,146

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア、預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

イ、有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア、貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,845,794

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	103,422,139	—	—	—	—	3,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	—	—	—	—	10,600,000
その他短期証券のうち償還期が5年以内のもの	—	—	—	—	—	15,000,000
貸出金(*1,2)	2,092,759	1,660,710	1,540,328	1,412,653	1,313,636	15,895,633
経済事業未収金(*3)	677,205	—	—	—	—	—
合 計	106,292,107	1,660,710	1,540,328	1,412,653	1,313,636	44,495,633

- (*)1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）249,797千円については「1年以内」に含めています。
- (*)2 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 67,705千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*)3 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 87,579千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(*1)	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	—
合 計	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	—

- (*)1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	99,988	100,010	21
	小計	99,988	100,010	21
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	4,771,909	3,736,330	△1,035,579
	地方債	3,689,158	2,798,490	△890,668
	公社公団債	788,422	566,210	△222,212
	政府保証債	1,296,949	923,250	△373,699
	小計	10,546,440	8,024,280	△2,522,160
合 計		10,646,429	8,124,290	△2,522,139

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国債	7,466,360	9,826,784	△2,360,424
	地方債	2,095,490	2,993,086	△897,596
	公社公団債	1,147,630	1,778,013	△630,383
	政府保証債	260,830	299,685	△38,855
	小計	10,970,310	14,897,570	△3,927,260
合 計		10,970,310	14,897,570	△3,927,260

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

債 券	売却額	売却益	売却損
地方債	549,345	—	226,160
公社公団債	1,107,434	—	482,652
政府保証債	137,174	—	61,780
合 計	1,793,953	—	770,594

(4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券（外部出資）

当年度において、14,813千円減損処理を行っています。
市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合には、可能性回復を考慮して減損処理を行っています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	113,500,268	—	—	—	600,000	3,600,000
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	10,600,000
その他短期証券のうち償還期が5年以内のもの	—	—	—	—	—	15,000,000
貸出金(*1,2)	2,041,199	1,658,495	1,530,216	1,425,584	1,334,093	16,368,473
経済事業未収金(*3)	663,016	—	—	—	—	—
合 計	116,210,483	1,658,495	1,530,216	1,425,584	1,934,093	29,968,473

- (*)1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）258,843千円については「1年以内」に含めています。
- (*)2 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 82,861千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*)3 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 97,780千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(*1)	153,486,886	2,479,207	2,307,090	694,641	781,243	—
合 計	153,486,886	2,479,207	2,307,090	694,641	781,243	—

- (*)1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	4,773,004	3,169,280	△1,603,724
	地方債	3,689,573	2,445,130	△1,244,443
	公社公団債	689,994	477,330	△212,664
	政府保証債	1,297,100	748,320	△548,780
	小計	10,449,671	6,840,060	△3,609,611
合 計		10,449,671	6,840,060	△3,609,611

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

債 券	売却額	売却益	売却損
国債	6,606,721	—	3,220,063
地方債	1,771,339	—	1,221,747
公社公団債	909,573	—	868,440
政府保証債	237,178	—	62,507
合 計	9,524,811	—	5,372,759

(4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券（外部出資）

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当事業年度における減損処理額は、98,892千円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（ＤＢ）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	61,620千円
退職給付費用	58,737千円
退職給付の支払額	△43,131千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）への拠出金	△40,460千円
期末における退職給付引当金	36,765千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	949,824千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）	△913,059千円
未積立退職給付債務	36,765千円
退職給付引当金	36,765千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	58,737千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,448千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、122,125千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰 延 税 金 資 産	
項 目	金 額
その他有価証券評価差額金（評価差損）	1,095,705
退職給付引当金	10,220
減損損失（土地）	19,008
減損損失（建物等）	87,459
資産除去債務	27,318
令和3年度税務調査償却	18
貸倒引当金	30,932
賞与引当金	9,524
子会社株式（寄付修正）	11,704
棚卸評価替	39
減価償却の償却超過	
役員退職慰労引当金	
未払事業税・地方法人特別税	
J A商品券	1,795
未収貸出金利息自己否認	1,351
未払法定福利費	1,521
外部出資等減損	12,694
一括償却資産ほか	579
小 計	1,408,655
評価性引当額	△1,313,259
繰 延 税 金 資 産 合 計	95,395
繰 延 税 金 負 債	
項 目	金 額
圧縮積立金	△15,140
有形固定資産（除去費用）	△401
全農外部出資	△7,610
繰 延 税 金 負 債 合 計	△23,151
繰延税金資産の純額	72,244

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（ＤＢ）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	36,765千円
退職給付費用	60,205千円
退職給付の支払額	△14,687千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）への拠出金	△38,921千円
期末における退職給付引当金	43,362千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	950,919千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）	△907,556千円
未積立退職給付債務	43,362千円
退職給付引当金	43,362千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	60,205千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,914千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、107,093千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰 延 税 金 資 産	
項 目	金 額
税務上の繰越欠損金	1,457,199
減損損失（建物等）	88,896
貸倒引当金	39,707
有価証券有税評価損	27,590
資産除去債務	27,426
外部出資等減損	12,694
退職給付引当金	12,098
子会社株式（寄付修正）	11,787
減損損失（土地）	11,228
賞与引当金	10,757
役員退職慰労引当金	6,077
J A商品券	2,013
減価償却の償却超過	1,773
未払法定福利費	1,718
未収貸出金利息自己否認	1,369
一括償却資産ほか	605
棚卸評価替	10
令和3年度税務調査償却	10
未払貯金利息過大	1
小 計	1,712,966
評価性引当額	△1,528,410
繰 延 税 金 資 産 合 計	184,555
繰 延 税 金 負 債	
項 目	金 額
圧縮積立金	△15,140
全農外部出資	△7,610
有形固定資産（除去費用）	△361
繰 延 税 金 負 債 合 計	△23,111
繰延税金資産の純額	161,443

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.2%
調整	交際費等の損金不算入額	△3.0%
	評価性引当額の増減	△21.3%
	住民税均等割額	△1.0%
	受取配当等の益金不算入額	3.8%
	収用の特別控除	2.7%
	税率変更による期末繰延税金資産の影響額	1.7%
	その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		10.1%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.2%から27.9%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は950千円増加し、法人税等調整額は950千円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	98,420千円
時の経過による調整額	387千円
資産除去債務の履行による減少額	△890千円
期末残高	97,916千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額

1年以内	28,818千円
1年超	71,193千円
合 計	100,012千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,916千円
時の経過による調整額	385千円
期末残高	98,302千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

11. その他の注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額

1年以内	28,095千円
1年超	52,673千円
合 計	80,769千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

■ 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：千円)

項 目	令和7年3月期		令和8年3月期	
	(総代会承認日 令和7年6月24日)		(総代会承認日 令和8年6月16日)	
I 当期末処分剰余金	957,065		△3,600,898	
II 特別積立金取崩額	—		△1,540,756	
III 剰余金処分額	460,960		△3,600,898	
利益準備金	—			△393,555
任意積立金	441,061			△3,207,342
(内目的積立金)	400,000			△1,666,586
出資配当金	19,899			—
IV 次期繰越剰余金	496,104		0	

令和6年3月期および令和7年3月期の各期における次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額15,000千円が含まれています。

(注) 1. 出資配当の基準 令和7年3月期 1.0% 令和8年3月期 無配当

確 認 書

- 1 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和8年7月1日

埼玉ひびきの農業協同組合

代表理事組合長 五十嵐 雅樹

■会計監査人の監査

令和7年度及び8年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

各種事業の状況

信用事業の状況

(注) 貸出金は、貸付留保金を控除していません。

貯 金

貯金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流 動 性 貯 金	96,794,865	59.5	98,322,177	61.4	1,527,312
定 期 性 貯 金	65,976,084	40.5	61,904,941	38.6	△4,071,143
そ の 他 の 貯 金	—	—	—	—	—
計	162,770,949	100.0	160,227,118	100.0	△2,543,831
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	162,770,949	100.0	160,227,118	100.0	△2,543,831

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定 期 貯 金	60,747,303	100.0	60,617,412	100.0	△129,891
うち固定自由金利定期	60,740,611	99.9	60,610,719	99.9	△129,892
うち変動自由金利定期	6,692	0.1	6,693	0.1	0.1

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

貸 出 金

※貸出金には、貸付留保金を控除していません。

貸出金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
割 引 手 形	—	—	—	—	—
手 形 貸 付 金	—	—	—	—	—
証 書 貸 付 金	23,733,633	99.0	24,182,081	99.0	448,448
当 座 貸 越	249,797	1.0	258,843	1.0	9,046
合 計	23,983,430	100.0	24,440,924	100.0	457,494

貸出金の金利条件別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	12,763,581	53.2	11,922,697	48.8	△840,884
変 動 金 利 貸 出	11,219,848	46.8	12,518,227	51.2	1,298,378
合 計	23,983,430	100.0	24,440,924	100.0	457,494

貸出金の担保別の残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯 金 ・ 積 金 担 保	141,432	0.5	128,171	0.5	△13,260
有 価 証 券 担 保	—	—	—	—	—
動 産 担 保	—	—	—	—	—

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
不 動 産 担 保	159,254	0.6	146,065	0.6	△13,189
そ の 他 の 担 保	398	0.0	—	—	△398
計	301,085	1.2	274,236	1.1	△26,848
農業信用基金協会保証	12,134,380	50.6	12,117,253	49.6	△17,126
そ の 他 の 保 証	5,780,317	24.1	6,446,118	26.3	665,801
計	17,914,697	74.7	18,563,372	76.0	648,674
信 用	5767647	24.1	5,603,315	22.9	△164,331
合 計	23,983,430	100.0	24,440,924	100.0	457,494

貸出金の使途別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	2,825,297	40.3	2,783,276	41.3	△42,021
運 転 資 金	4,177,623	59.7	3,964,039	58.7	△213,584
合 計	7,002,921	100.0	6,747,315	100.0	△255,604

業種別の貸出金残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農 業	3,330,999	13.9	3,145,835	12.9	△185,164
林 業	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	759,997	3.2	781,794	3.2	21,796
製 造 業	1,921,942	8.0	2,041,159	8.4	119,216
電気・ガス・熱供給・水道業	174,192	0.7	157,329	0.6	△16,863
運 輸 業	632,070	2.6	626,533	2.6	△5,537
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業	265,653	1.1	333,060	1.4	67,407
金 融 ・ 保 険 業	131,280	0.5	125,553	0.5	△5,726
不 動 産 業	96,228	0.4	84,591	0.3	△11,636
飲食店、宿泊業	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	2,122,604	8.9	2,178,754	8.9	56,149
地 方 公 共 団 体	3,908,867	16.3	3,708,836	15.1	△200,030
そ の 他	10,639,593	44.4	11,257,475	46.1	617,882
合 計	23,983,430	100.0	24,440,924	100.0	457,494

主要な農業関係の貸出金残高（営農類型別）

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期	増 減
	残 高	残 高	
農 業	1,606,159	1,537,608	△68,550
穀 作	148,250	142,588	△5,662
野 菜 ・ 園 芸	905,135	873,908	△31,226
果樹・樹園農業	25,661	22,545	△3,116
養豚・肉牛・酪農	44,275	32,003	△12,272

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期	増 減
	残 高	残 高	
養 鶏 ・ 養 卵	172,142	149,921	△22,221
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	310,693	316,641	5,947
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,606,159	1,537,608	△68,550

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の業種別の貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

主要な農業関係の貸出金残高(資金種類別) (単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期	増 減
	残 高	残 高	
プ ロ パ ー 資 金	1,289,083	1,244,132	△44,950
農 業 制 度 資 金	317,075	293,476	△23,599
農 業 近 代 化 資 金	316,882	293,476	△23,406
そ の 他 制 度 資 金	193	—	△193
合 計	1,606,159	1,537,608	△68,550

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

主要な農業関係の貸出金残高(受託貸付金) (単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期	増 減
	残 高	残 高	
日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

有 価 証 券

有価証券の種類別の平均残高と構成比 (単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期		令和8年3月期		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
国 債	14,594,990	55.4	13,817,939	56.9	△777,051
地 方 債	6,996,605	26.6	6,465,259	26.6	△531,346
政 府 保 証 債	1,655,887	6.3	1,572,825	6.5	△83,062
特 別 法 人 債	3,065,602	11.7	2,425,171	10.0	△640,431
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—
合 計	26,313,084	100.0	24,281,194	100.0	△2,031,890

商品有価証券の種類別の平均残高と構成比

該当する取引はありません。【COSMOS】

有価証券の残存期間別の残高
令和7年3月期

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	606,715	13,991,978	—	14,598,694
地 方 債	99,988	—	300,044	6,382,200	—	6,782,234
政府保証債	—	—	—	1,596,635	—	1,596,635
金 融 債	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
特別法人債	—	—	—	2,565,436	—	2,566,436
株 式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
合 計	99,988	—	906,760	24,537,250	—	25,543,999

令和8年3月期

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	—	4,773,004	—	4,773,004
地 方 債	—	—	100,000	3,589,573	—	3,689,573
政府保証債	—	—	—	1,297,100	—	1,297,100
金 融 債	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
特別法人債	—	—	—	788,886	—	788,886
株 式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	100,000	10,448,563	—	10,548,566

保有有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

【1】有価証券

1 売買目的有価証券

当JAは、令和6年3月期及び令和7年3月期における売買目的有価証券の残高はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

種 類	令和7年3月期					令和8年3月期				
	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国 債	4,771,9091	3,736,330	△1,035,579	—	1,035,579	4,773,005	3,169,280	△1,603,725	—	1,603,725
地 方 債	3,789,1472	2,898,500	△890,647	21	890,668	3,689,574	2,445,130	△1,244,444	—	1,244,444
特別法人債	1,296,949	923,250	△373,699	—	373,699	788,887	477,330	△311,557	—	311,557
政府保証債	788,422	566,21	△222,212	—	222,21	1,297,101	748,320	△548,781	—	548,781
合 計	10,646,429	8124290	△2,522,139	21	2,522,160	10,548,566	6,840,060	△3,708,506	—	3,708,506

3 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	令和7年3月期					令和8年3月期				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	差額	うち益	うち損
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債 券	14,597,884	10,709,480	△3,888,404	—	3,888,404	—	—	—	—	—
国 債	9,826,784	7,466,360	△2,360,424	—	2,360,424	—	—	—	—	—
地 方 債	2,993,086	2,095,490	△897,596	—	897,596	—	—	—	—	—
特別法人債	1,778,013	1,147,630	△630,383	—	630,383	—	—	—	—	—
受 益 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	299,685	260,830	△38,855	—	38,855	—	—	—	—	—
合 計	14,897,570	11,970,310	△3,927,260	—	3,927,260	—	—	—	—	—

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

4 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

当ＪＡは、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で、時価のあるものはありません。

5 市場価格のない株式等の主な内容と貸借対照表計上額（総代会）

(単位：千円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
満期保有目的の債券	—	—
小会社・子法人及び関連法人株式・子会社株式	—	—
その他有価証券 非上場株式・買入金銭債権	—	—

【2】 金銭の信託

当ＪＡは、運用目的・満期保有目的・その他の金銭の信託にかかる契約はありません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

令和7年3月期

(単位:千円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合 計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	116,189	68,357	47,832	116,189
危 険 債 権	148,650	146,250	421	146,671
要 管 理 債 権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計	264,839	221,492	48,253	262,860
正 常 債 権	23,295,583	—	—	—
合 計	23,560,422	—	—	—

令和8年3月期

(単位:千円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合 計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	100,954	58,424	47,130	105,554
危 険 債 権	162,064	155,685	3	155,688
要 管 理 債 権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計	264,839	214,109	47,133	262,860
正 常 債 権	23,784,616	—	—	—
合 計	24,047,634	—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：千円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	摘要
				目的使用	その他		
一般 貸倒引当金	令和7年3月期	24,590	33,347	—	24,590	33,347	
	令和8年3月期	33,347	33,802	—	33,347	33,802	
個別 貸倒引当金	令和7年3月期	43,165	48,253	—	43,165	48,253	
	令和8年3月期	48,253	47,133	—	48,253	47,133	
合 計	令和7年3月期	67,755	81,600	—	67,755	81,600	
	令和8年3月期	81,600	80,935	—	81,600	80,935	

- (注) 1. 貸倒引当金は、信用事業に係る引当金ですので、貸借対照表の残高とは異なります。
2. 個別貸倒引当金とは、自己査定に基づき、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分した債務者に係る貸出金について、所定の担保等処分可能見込額（保証による回収可能額を含む。）を、債権現在額から控除した残額を計上したものです。
- また、一般貸倒引当金は、前記以外の債権について、過去の一定期間の貸倒実績率を乗じて計上したものです。

貸出金償却額

(単位：千円)

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期
貸 出 金 償 却 額	—	—

対象債権

<自己査定債務者区分>

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破綻先		
実質破綻先		
破綻懸念先		
要注意先	要管理先	
	その他の要注意先	
	正常先	

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建又は支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

<金融再生法債務者区分>

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
正常債権		

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●信用事業総与信に含まれる「その他の債権」とは、信用未収利息・信用仮払金などが該当します。

<リスク管理債権>

信用事業総与信		信用事業以外の与信
貸出金	その他の債権	
破綻先債権		
延滞債権		
3ヵ月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		

●破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債券の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました（令和4年3月31日施行）。

内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和7年3月期		令和8年3月期	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	25	184	29	194
	金額	19,644,931	43,872,003	20,909,750	43,917,152
代金取立為替	件数	0	1	1	1
	金額	0	9,502	7,055	5,410
雑為替	件数	1	1	1	1
	金額	223,196	737,335	200,648	588,832
合計	件数	26	186	29	195
	金額	19,868,128	44,618,842	21,117,454	44,511,395

信用事業関連経営指標

利益総括表

(単位：千円、%)

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期	増 減
資 金 運 用 収 支	944,671	1,054,959	110,288
資金運用収益	982,952	1,267,796	284,843
資金運用費用	38,281	212,837	△174,555
役 務 取 引 等 収 支	45,195	45,697	502
役務取引等収益	55,152	56,013	860,105
役務取引等費用	9,957	10,315	358
その他信用事業収支	△46,955	△57,112	△10,157
その他信用事業収益	36,795	17,616	△19,179
その他信用事業費用	83,750	74,729	△9,021
信 用 事 業 粗 利 益	172,317	△4,370,994	△4,198,677
信用事業粗利益率	0.11%	△2.87%	△2.76%
事 業 粗 利 益	1,514,156	△3,285,494	△1,771,338
事業粗利益率	0.91%	△70.20%	△69.29%
事 業 純 益	△366,132	△5,224,072	△4,857,940
実 質 事 業 純 益	△390,629	△5,223,973	△4,833,344
コ ア 事 業 純 益	379,964	247,579	△132,385
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	379,964	247,579	△132,385

(注) 1. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）

－信用事業費用（その他経常費用を除く。）

＋金銭の信託見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益＝事業総利益

－信用事業に係るその他経常収益

－信用事業以外に係るその他の収益

＋信用事業に係るその他経常費用

＋信用事業以外に係るその他の費用

＋事業外収益の受取配当金

＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

3. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

4. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

5. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

6. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和7年3月期			令和8年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	158,584,169	948,367	0.59	156,955,004	1,222,089	0.77
うち 貸 出 金	23,105,105	174,255	0.75	24,399,971	207,730	0.85
うち 商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち 有価証券	26,284,603	188,799	0.71	24,117,932	169,666	0.70
うち コールローン	—	—	—	—	—	—
うち 買入手形	—	—	—	—	—	—
うち 預 金	110,194,461	585,312	0.53	108,437,101	844,692	0.77
資 金 調 達 勘 定	162,772,775	38,206	0.02	160,233,695	212,608	0.13
うち 貯金・定積	162,770,949	38,206	0.02	160,233,525	212,608	0.13
うち 譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち 借 入 金	1,826	0	0.1	170	0	0
総 資 金 利 ざ や			0.10			△2.77

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定平均残高（貯金＋定期積金＋借入金）×100

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和7年3月期 増 減 額	令和8年3月期 増 減 額		令和7年3月期 増 減 額	令和8年3月期 増 減 額
受 取 利 息	46,081	273,722	支 払 利 息	34,199	34,199
うち貸出金	9153	33,475	うち貯金・定積	△443	34,252
うち商品有価証券	—	—	うち譲渡性貯金	—	—
うち有価証券	△12,941	△19,133	うち借 入 金	△74	△52
うちコールローン	—	—			
うち買入手形	—	—			
うち預 金	49,869	259,379	差 引	19,017	11,881

注：増減額は、前年度対比です。

共 済 事 業 の 状 況

長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和7年3月期				令和8年3月期			
		新契約高		保有契約高		新契約高		保有契約高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生 命 系	終 身 共 済	240	1,226,523	13,881	97,724,104	485	2,912,498	13,720	93,652,687
	定 期 生 命 共 済	125	1,995,000	140	2,137,500	31	529,000	168	2,603,870
	養 老 生 命 共 済	67	211,200	4,079	21,493,762	83	189,100	3,515	18,065,746
	うちこども共済	61	176,300	2,115	6,229,800	76	162,100	2,093	5,967,200
	医 療 共 済	284	2,500	5,799	717,700	139	-	5,734	696,700
	が ん 共 済	49	-	875	249,500	120	-	956	233,500
	定 期 医 療 共 済	-	-	368	961,200	-	-	346	916,000
	介 護 共 済	89	270,580	1,998	4,625,800	225	868,664	1,929	4,875,365
	認 知 症 共 済	2		37		-		36	
	生 活 障 害 共 済	3		155		1		146	
	特定重度疾病共済	12		164		6		158	
	年 金 共 済	67	-	4,534	8,000	25	-	4,331	8,000
建 物 系	建 物 更 生 共 済	483	5,684,880	10,577	138,663,049	411	4,849,870	10,319	136,172,739
合 計		1,421	9,390,683	42,607	266,580,618	1,526	9,349,133	41,358	257,224,609

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令和7年3月期				令和8年3月期			
		新契約高		保有高		新契約高		保有高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		284	49 35,684	5,799	28,680 133,370	139	23 17,488	5,734	27,583 150,380
が ん 共 済		49	260	875	5,623 -	120	- 12,818	956	5,333 12,900
定 期 医 療 共 済		-	-	368	1,850	-	-	346	1,738
合 計		333	309 35,684	7,042	36,153 133,370	259	23 30,306	7,036	34,654 163,280

(注) 金額は、医療共済と合計は上段に入院共済金額及び下段に治療共済金額、がん共済と定期医療共済は入院共済金額を表示しています。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の介護共済金額保有高

(単位：千円)

種 類		令和7年3月期		令和8年3月期	
		件数	金額	件数	金額
介 護 共 済		1,998	5,325,953	1,929	5,933,904
認 知 症 共 済		37	60,500	36	58,500
生活障害共済(一時金型)		40	352,600	40	353,800
生活障害共済(定期年金型)		115	97,060	106	92,620
特 定 重 度 疾 病 共 済		164	316,200	158	281,900

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

年金共済の年金保有額

(単位：千円)

種 類	令和7年3月期				令和8年3月期			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	67	39,704	3,203	1,973,240	25	16,048	2,964	1,772,345
年 金 開 始 後	-	-	1,331	735,299	-	-	1,367	782,201
合 計	67	39,704	4,534	2,708,540	25	16,048	4,331	2,554,547

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保障年金額）を表示しています。

短期共済契約高

(単位：千円)

種 類	令和7年3月期			令和8年3月期		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	2,941	31,133,840	27,335	2,916	31,326,000	27,515
自 動 車 共 済	16,978		689,393	17,074		724,072
傷 害 共 済	7,830	39,248,500	1,451	7,038	30,182,000	1,329
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	25	100,000	622	24	96,000	621
賠償責任共済	136		358	117		351
自 賠 責 共 済	6,518		110,786	6,756		114,881
合 計	34,428		829,947	33,925		868,771

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

共済契約者数・被共済者数

(単位：人数)

種 類	令和7年3月期				令和8年3月期			
	共済契約者数		被共済者数		共済契約者数		被共済者数	
	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数
終 身 共 済	19	9,154	38	9,381	18	9,008	29	9,237
定 期 生 命 共 済	4	138	2	140	2	165	4	168
養 老 生 命 共 済	2	1,642	1	1,719	1	1,247	1	1,302
こ だ も 共 済	3	1,345	46	1,800	13	1,323	49	1,773
医 療 共 済	7	4,990	11	5,567	6	4,936	8	5,509
が ん 共 済	3	816	3	840	1	862	2	894
定期医療共済	-	333	-	367	-	315	-	345
医 療 系 計	10	5,483	14	6,139	7	5,411	10	6,063
介 護 共 済	4	1,260	6	1,268	5	1,294	12	1,302
認 知 症 共 済	-	35	-	36	-	34	-	35
生 活 障 害 共 済	-	132	-	135	-	126	-	128
特定重度疾病共済	-	152	1	160	1	147	1	156
生命総合共済 小計 (年金共済を除く)	42	12,245	108	13,817	47	11,880	106	13,411
年 金 共 済	9	3,316	12	3,320	8	3,211	8	3,217
生命総合共済 合計	51	13,402	120	15,030	55	13,020	114	14,601
建 物 更 生 共 済	42	6,516			28	6,357		
自 動 車 共 済	331	10,274			382	10,306		
総 合 計	424	22,126			465	21,788		

(注) 共済契約者が複数の共済を契約した場合、契約者数（被共済者）の合計等が一致しないことがあります。

購買事業の状況

購買品目別取扱高

生産資材の取扱高

(単位：千円)

種 類		令和7年3月期			令和8年3月期		
		供給高	手数料	取扱高	供給高	手数料	取扱高
生産資材	肥 料	337,016	—	—	356,356	—	—
	農 薬	238,272	—	—	261,108	—	—
	飼 料	—	9,851	601,400	—	9,716	584,827
	農 業 機 械	428,311	1,005	—	445,049	455	—
	自 動 車	96,567	—	—	105,669	—	—
	燃 料	1,373,666	5,540	90,903	1,354,087	2,328	82,277
	そ の 他	654,140	—	—	617,690	—	—
	小 計	3,127,976	16,397	692,303	3,139,961	12,501	667,105

生活資材の取扱高

(単位：千円)

種 類		令和7年3月期			令和8年3月期		
		供給高	手数料	取扱高	供給高	手数料	取扱高
生活物資	食 品	73,386	2,962	51,407	79,549	3,051	49,687
	衣 料 品	—	166	1,030	—	189	1,108
	耐 久 消 費 財	—	11,004	110,563	—	8,450	86,190
	日用保健雑貨	—	300	5,683	—	506	5,132
	葬 祭 関 係	—	48,934	394,406	—	49,348	400,864
	直 売 所	427,786	54,827	268,021	574,037	54,580	267,603
	小 計	501,172	118,196	831,113	653,586	116,127	810,587
購買品取扱高合計		3,498,731	3,629,148	134,594	3,793,548	128,628	1,477,692

販売事業の状況

受託品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期
米	284,377	616,837
麦・豆・雑穀	341,306	347,339
野 菜	4,780,760	4,216,889
果 実	80,604	175,980
花 き ・ 花 木	221,488	194,019
畜 産 物	350,112	358,595
養 蚕	2,260	1,609
そ の 他	855,849	824,864
合 計	6,916,759	6,736,133

買取品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和7年3月期	令和8年3月期
種 子 大 和	4,024	2,557
かな清流米	91,846	97,155
も ち 麦	1,486	1,349
野 菜	32,826	48,896
合 計	130,184	149,959

その他事業の状況

保管事業取扱高

(単位：千円)

項目		令和7年3月期	令和8年3月期
収 益	保 管 料	7,037	6,255
	荷 役 料	—	497
	検 査 手 数 料	2,807	2,690
	その他の収益	988	755
	計	10,833	10,199
費 用	その他の費用	621	909
	計	621	909
差引		9,217	9,290

加工事業取扱高

(単位：千円)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
製 粉 ・ 精 米	6,442	6,707
合 計	6,442	6,707

利用事業取扱高

(単位：千円)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
冷 蔵 庫	740	726
花 粉 銀 行	436	384
堆 肥 散 布	804	1,037
宅 急 便	8,601	8,990
農 業 技 術 銀 行	3,238	2,670
リ ー ス 料	16,825	17,863
そ の 他	2,057	1,128
米 麦 調 整 施 設	86,721	81,925
合 計	119,425	114,726

宅地等供給事業

(単位：千円)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
土 地	88,407	82,520
建 物	—	16,505
そ の 他	10,772	—
合 計	89,266	99,025

その他の事業

(単位：千円)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
農地利用集積事業	411	198
育苗センター事業	24,664	23,263
教 育 資 材 等	1,425	1,425
合 計	26,501	24,915

経営諸指標

利益率

(単位：％)

区 分	令和7年3月期	令和8年3月期
総資産経常利益率	△0.19	△2.99
資本経常利益率	△5.38	△105.93
総資産当期純利益率	△0.20	△0.10
資本当期純利益率	△5.79	△104.56

※ 総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：千円、％)

項 目		令和7年3月期	令和8年3月期	増 減
貯金・積金期末残高（A）		158,766,195	159,749,069	982,874
貸出金期末残高（B）		23,983,430	24,440,924	457,494
貯貸率	期末（B/A）	14.83%	15.30%	0.47%
	期中平均	14.55%	15.28%	0.72%
有価証券期末残高（C）		25,543,999	10,449,674	△15,094,325
貯証率	期末（C/A）	16.09%	6.54%	△9.55%
	期中平均	16.56%	15.10%	△1.46%

※ 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和7年3月期	令和8年3月期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,614,645	4,680,253
うち、出資金及び資本準備金の額	2,042,062	1,981,208
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,611,415	3,091,580
うち、外部流出予定額 (△)	19,899	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 18,932	△3,600,898
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	42,397	45,469
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	42,397	45,469
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,657,043	4,725,722
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,566	1,277
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,566	1,277
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,566	1,277

項 目	令和7年3月期	令和8年3月期
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	9,655,477	4,724,444
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,321,034	57,223,082
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	1,778,284	4,930,306
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	56,099,319	62,153,388
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	17.21	7.60

- （注） 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：千円）

		令和7年3月期			令和8年3月期		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%
①	現金	627,351	—	—	632,527	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979	—	—	4,779,971	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	10,699,349	—	—	7,403,112	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	97,212	9,721	388	47,524	4,752	190
	我が国の政府関係機関向け	3,874,613	227,401	9,096	1,746,775	44,649	1,785
	地方三公社向け	196,294	19,323	772	196,463	19,352	774
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	106,455,748	21,491,149	859,645	3,600,916	720,183	28,807
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	595,498	595,498	23,819	—	—	—

	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,418,007	1,735,045	69,401	3,388,071	2,657,057	106,282
	(うちトラザクター向け)	5,020	2,259	90	6,870	3,091	123
	不動産関連向け	5,435,524	3,990,447	159,617	5,149,864	3,790,621	110,890
	(うち自己居住用不動産等向け)	3,803,262	2,748,721	109,948	3,803,262	2,659,121	106,364
	(うち賃貸用不動産向け)	1,632,262	1,241,726	49,669	1,468,962	1,131,500	45,260
	(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—
	劣後債権券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産等関連向けを除く。)	109,201	94,688	3,787	194,114	288,352	11,534
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,030	5,485	219	4,941	4,941	197
	取立未済手形	21,251	4,250	170	16,877	3,375	135
	信用保証協会等による保証付	12,141,597	1,204,264	48,170	12,125,875	1,203,294	48,131
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式等	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	上記以外	12,569,873	24,943,757	997,750	126,840,828	48,486,500	1,939,460
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外の工	12,569,873	24,943,757	997,750	126,840,828	48,486,500	1,939,460

	クロスボージャー)						
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—	—	—	—
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	169,879,361	54,321,034	2,172,841	166,127,866	57,223,082	2,288,923
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 A		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
	—	—		—		—	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 A		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
	1,778,284	71,131		4,930,306		197,212	
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
	56,099,319	2,243,972		57,223,082		2,288,923	

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,778,284	4,930,306
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	56,099,319	57,223,082
B I	1,185,522	3,286,871
B I C	142,262	394,424

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公営部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際清算銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三か月延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和7年3月期				令和8年3月期			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	150,226,181	4,371,153	25,576,496	—	166,127,866	24,474,009	10,464,925	4,366
	地域別残高計	150,226,181	4,371,153	25,576,496	—	166,127,866	24,474,009	10,464,925	0
法人	農業	343,342	343,342	—	4,591	289,369	289,369	0	
	建設・不動産業	96,618	—	96,618	—	96,761	0	96,125	
	運輸・通信業	2,097,635	—	2,097,635	—	1,700,142	0	1,700,142	
	金融・保険業	114,727,300	—	—	—	122,129,176	0	193,860	
	卸売・小売・飲食・サービス業	969	968	—	—	194	194	0	
	日本国政府・地方公共団体	26,991,278	3,609,034	23,382,244	—	11,893,490	3,419,328	8,474,162	
	上記以外	1,013,307	417,808	—	—	1,179,211	510,489	0	73,226
	個人	642,103	642,103	—	—	20,279,180	20,254,626	0	73,226
	その他	4,313,628	4,313,628	—	—	8,560,339	0	0	121,463
	業種別残高計	150,226,181	106,455,748	25,576,496	4,591	166,127,866	24,474,009	10,464,925	199,056
残存期間別	1年以下	102,955,069	316,820	100,152		113,943,715	289,727	0	
	1年超3年以下	572,950	572,950	—		568,022	568,022	0	
	3年超5年以下	909,379	909,379	—		890,327	890,327	0	
	5年超7年以下	1,298,816	1,098,194	200,023		876,792	876,792	0	
	7年超10年以下	3,636,369	2,928,167	708,201		3,258,915	3,158,836	100,079	
	10年超	42,509,972	17,942,452	24,567,520		28,795,516	18,430,669	10,364,846,605	
	期間の定めのないもの	12,113,154	245,943	—		17,794,576	259,633	0	
	残存期間別残高計	163,995,709	24,013,905	25,576,496		153,640,335	24,501,917	24,117,662	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

	令和7年3月期					令和8年3月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	25,431	42,397	—	25,431	42,397	42,397	42,397	—	25,431	42,397
個別貸倒引当金	105,746	141,150	—	105,746	141,150	141,150	141,150	—	105,746	141,150

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和7年3月期						令和8年3月期					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国 内	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—
	地域別計	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—
	業種別計	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。令和7年度に相殺した貸出金はありません。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト(%)	令和8年3月期						令和7年3月期					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均 値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項 目	オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項 目	信用リスク・ アセットの 額		オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	632,527	—	632,527	—	0	0%	627,351	—	627,351	—	—	0.00%
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	0	4,779,971	—	4,779,971	—	0	0%	14,617,979	—	14,617,979	—	—	0.00%
外国の中央政府及 び中央銀行向け	0～ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向 け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共 団体向け	0	7,403,112	—	7,403,112	—	0	0%	10,699,349	—	10,699,349	—	—	0.00%
外国の中央政府等 以外の公共部門向 け	20～ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融 機構向け	10～ 20	47,524	—	47,524	—	4,752	10%	97,212	—	97,212	—	9,721	10.00%
我が国の政府関係 機関向け	10～ 20	1,746,775	—	1,746,775	—	44,649	3%	3,874,613	—	3,874,613	—	227,401	5.87%
地方三公社向け	20	196,463	—	196,463	—	19,353	10%	196,294	—	196,294	—	19,323	9.84%

金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20～ 150	117,253,987	—	117,253,987	—	23,450,797	20%	106,455,748	—	106,455,748	—	21,491,149	20.19%
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		10～ 100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		20～ 150	—	—	—	—	—	—	595,498	—	595,498	—	595,498	100.00%
	(うち特定貸付債権向け)	20～ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		45～ 100	2,379,847	82,241	3,289,815	8,224	2,657,057	81%	2,412,619	104,075	2,317,278	10,407	1,735,045	74.54%
	(うちトラザクター向け)	45	—	68,700	—	6,870	3,091	—	50,200	—	5,020	2,259	45%	—
不動産関連向け		20～ 150	5,149,864	—	5,112,622	—	3,790,621	74%	5,435,524	—	5,391,231	—	3,990,447	74.02%
	(うち自己居住用不動産等向け)	20～ 75	3,680,901	—	3,651,508	—	2,659,121	3,803,262	—	3,767,700	—	2,748,721	72.95%	—
	(うち賃貸用不動産向け)	30～ 150	1,468,962	—	1,461,114	—	1,131,500	1,632,262	—	1,623,531	—	1,241,726	76.48%	—
	(うち事業用不動産関連向け)	70～ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うちその他不動産関連向け)	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	(うちADC 向け)	100 ～ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその 他資本性証券等		150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己 居住用不動産関連 向けを除く。）		50～ 150	194,104	103	192,224	10	288,352	150%	67,382	213	66,142	21	94,688	143.11%
自己居住用不動産 等向けエクスポー ジャーに係る延滞		100	4,941	—	4,941	—	4,941	100.00%	5,485	—	5,485	—	5,485	100.00%
取立未済手形		20	16,877	—	16,877	—	3,375	20%	21,251	—	21,251	—	4,250	20.00%
信用保証協会等 による保証付		0～ 10	12,125,875	—	12,032,935	—	1,203,294	10%	12,141,597	—	12,042,639	—	1,204,264	10.00%
株式会社地域経済 活性化支援機構等 による保証付		10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等		250 ～ 400	595,494	—	595,494	—	774,143	130%	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		100 ～ 125 0	12,578,111	0	12,578,111	0	24,981,743	199%	12,569,873	—	12,569,873	—	24,943,757	198.44%
	(うち重要 な出資のエクスポー ジャー)	125 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	250 ～ 400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	8,250,300	—	8,250,300	—	20,625,750	8,250,300	—	8,250,300	—	20,625,750	250.00%	—
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	18,787	—	18,787	—	46,969	—	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	係るエクスポージャー)													
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,309,023	0	4,309,023	0	4,309,023	4,319,573	—	4,319,573	—	4,318,007	99.97%	—
証券化		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）						57,223,082						54,321,034	

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額

令和8年3月期

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,779,971	—		—		—		—		—		4,779,971		
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—		—		—		
国際決済銀行等向け	—	—		—		—		—		—		—		
	0%	10%	20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の地方公共団体向け	7,403,112	—		—		—		—		—		7,403,112		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—		—		—		—		—		—		
地方公共団体金融機構向け	—	47,524		—		—		—		—		47,524		
我が国の政府関係機関向け	1,300,279	446,495		—		—		—		—		1,746,775		
地方三公社向け	99,702	—		96,761		—		—		—		196,463		
	0%	20%	30%		50%		100%		150%		その他		合計	
国際開発銀行向け	—	—		—		—		—		—		—		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%		150%	その他		合計			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	117,253,987	—		—		—		—		—		117,253,987	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—		—		—		—		—		—		
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計				
カバード・ボンド向け	—	—		—		—		—		—		—		
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他		合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—		—		—		—		—		595,498		
（うち特定貸付債権向け）	—	—		—		—		—		—		—		
	100%		150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	—		—		—		—		—		—			
株式等	—		—		595,494,961		—		—		595,494,961			
	45%		75%		100%		その他		合計					
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,870		78,110		1,915,182		1,297,876		3,298,039					
（うちトランザクター向け）	6,870		—		—		—		6,870					
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連のうち自己居住用不動産等向け	9,693	—		—		145,402	—		54,546	—		3,438,679	3,186	3,651,508
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連のうち賃貸用不動産向け	—	—		—		894,822		—		566,292	—		1,461,114	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不動産関連のうち事業用不動産関連向け	—		—		—		—		—		—		—	
	60%				その他				合計					
不動産関連のうちその他不動産関連向け	—				—				—					
	100%			150%			その他			合計				
不動産ADC向け	—			—			—			—				
	50%		100%			150%		その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—		—			192,112		122			192,235			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—		4,941			—		—			4,941			
	0%		10%		20%		100%		その他			合計		
現金	632,527		—		—		—		—			632,527		
取立未済手形	—		—		16,877		—		—			16,877		
信用保証協会等による保証付	—		12,030,455			—		—		2,479			12,032,935	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—			—		—		—			—	
共済約款貸付	—		—			—		—		—			—	

令和7年3月期

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）																					
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計									
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979		—		—		—		—		—		14,617,979									
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—									
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—									
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計								
我が国の地方公共団体向け	10,699,349		—		—		—		—		—		—	10,699,349								
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—								
地方公共団体金融機構向け	—		97,212		—		—		—		—		—	97,212								
我が国の政府関係機関向け	1,600,594		2,274,018		—		—		—		—		—	3,874,613								
地方三公社向け	99,676		—		96,617		—		—		—		—	196,294								
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計								
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—								
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	104,455,748		2,000,000		—		—		—		—		—	—	106,455,748							
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—							
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計							
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—							
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計						
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	—		—		—		—		595,498		—		—	—	595,498							
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—							
	100%			150%			250%			400%			その他		合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—							
株式等	—			—			—			—			—		—							
	45%			75%			100%			その他			合計									
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,020,000			37,671			1,121,454			1,163,540			2,327,685									
（うちトランザクター向け）	5,020,000			—			—			—			5,020,000									
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	11,694		—		—		—		121,347		—		—		70,752	—		—	3,557,994	5,910	3,767,700	
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%	105%		150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—		—		—		—		—		1,028,847		—		—	594,683		—		—	1,623,531	
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他		合計				
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—			—			—			—			—			—		—		—	—	
	60%					その他					合計											
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—					—					—					—			—			
	100%				150%				その他				合計									
不動産ＡＤＣ向け	—				—				—				—				—			—		
	50%				100%				150%				その他				合計					
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,557				—				61,585				21				66,164					
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—				5,485				—				—				5,485					
	0%			10%			20%			100%			その他			合計						
現金	627,351			—			—			—			—			627,351						
取立未済手形	—			—			21			—			—			21						
信用保証協会等による保証付	—			12,039,692			—			—			2,947			12,042,639						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—			—			—			—			—			—						
共済約款貸付	—			—			—			—			—			—						

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年3月期				令和8年3月期			
	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	149,041,771	—	—	148,810,697	144,531,202			144,318,003
40%～70%	2,191,384	50,200	10%	50,200	2,065,964	68,700	10%	2,068,220
75%	3,592,853	47,213	10%	47,213	3,518,152	6,322	10%	3,516,789
80%	—	—	—	—				
85%	40,610	—	—	40,610	135,591			135,591
90%～100%	1,722,448	—	—	1,722,438	1,920,725	437	10%	1,920,124
105%～130%	597,129	—	—	594,683	567,932			566,292
150%	61,585	—	—	61,585	192,102	103	10%	192,112
250%	—	—	—	—	595,494			595,494
400%	—	—	—	—				
1250%	—	—	—	—				
その他	128	6,875	10%	816	202	6,781	10%	880
合計	157,247,910	104,288	10%	157,018,507	153,527,368	82,345	10%	153,313,510

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。
信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。
ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 69）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

	令和7年3月期			令和8年3月期		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,600,594	—	—	1,300,279	—
地方三公社向け	—	99,676	—	—	99,702	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び	—	—	—	—	—	—

保険会社向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,257	1,115,878	—	7,577	1,153,949	—
自己居住用不動産等向け	5,834	82,522	—	3,168	64,257	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	3,896	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	12,092	2,902,569	—	10,746	2,618,189	—

（注）１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

８．マーケット・リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変

動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことであります。

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

９．オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針及び手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

- ・ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

- ・ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

１０．出資または株式等のエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資または株式等のエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和7年3月期		令和8年3月期	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	8,250,300	8,250,300	8,250,300	8,250,300
合 計	8,250,300	8,250,300	8,250,300	8,250,300

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

令和7年3月期			令和8年3月期		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—			

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和7年3月期		令和8年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・換券会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和7年3月期		令和8年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる

基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期
1	上方パラレルシフト	548	2,888	143	200
2	下方パラレルシフト	0	—	0	—
3	スティープ化	771	2,948		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	211	270		
7	最大値	771	2,948	143	200
		令和8年3月期		令和7年3月期	
8	自己資本の額	4,596		9,655	

- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じ

た算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I） ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II） ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目 ※旧項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。

再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことで、
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法的なことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

業績・財務関係の状況（連結）

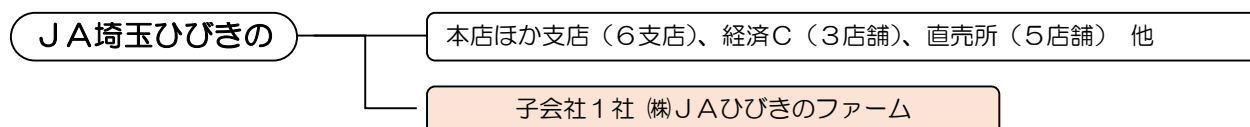
《連結子会社の概況》

JA及びその子会社の概況

JA埼玉ひびきのグループは、当JAと子会社である株式会社JAひびきのファームで構成されています。JA埼玉ひびきのは、先に述べたとおり、信用業務から共済、経済、福祉など総合的に事業を展開しています。これらの業務を補完し、さらに地域に根ざした活動を展開するために子会社（株）JAひびきのファーム）が、作業受託事業および農地を活用した営農事業を行っています。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違ありません。

子会社の組織図（令和8年7月1日現在）



作業受託事業

組合員の皆様から「自作農が出来なくなった」「貸していた農地が返却されてしまった」等の理由により農地保全や農作業が困難になってしまったことに応える為、農作業受託を（株）JAひびきのファームが請け負っております。

営農事業

地域農業の持続可能性が相当なリスクを抱えている状況で、地域の農地を守るため、いわゆる「受け皿」として担い手と同じ土俵で地域に貢献するため、農業経営を行い、施設・露地野菜、米麦等を生産しております。

役員（令和8年7月1日現在）

代表取締役社長 五十嵐 雅樹
監査役 増田 貴彦

取締役 北野 博

取締役 中 秀幸

《業績の概要と連結決算の収支状況》

事業の概要

JA埼玉ひびきの管内の農業は、担い手の高齢化・後継者不足等から耕作放棄地が増加するなど地域農業の維持が喫緊の課題となっております。

こうした中、組合員が所有する「自作農が出来なくなった」「貸付農地が返却された」等の農地の保全や作業受託、さらには借受けた農地を活用して営農事業を行っています。

収支状況

（株）JAひびきのファームは設立から7年6か月が経過し、農業生産では作付品目等検討を行いつつ、作業受託事業を行っています。地域の組合員の負託に応えるため、親組合のJA埼玉ひびきのと協力しながら、地域の農業振興の為にこれからも尽力してまいります。

連結決算の収支状況

当JAと株式会社JAひびきのファームとを連結した財務諸表に基づく経常利益は△496,387万円、期末連結剰余金については△489,998万円でした。

連結自己資本比率は、7.53%でした。

主要な経営指標等の推移

(単位：百万円、%)

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
連結総資産額	168,022	169,722	165,742	165,862
連結純資産額	7,967	6,957	5,672	4,640
連結事業総利益	2,031	2,003	1,382	△3,214
信用事業利益	878	865	172	△4,428
共済事業利益	489	474	481	515
農業関連事業利益	412	499	683	655
その他の事業利益	252	170	48	42
連結経常利益	272	259	△376	△4,963
連結当期剰余金	97	134	△346	△4,899
連結自己資本比率	17.34%	17.62%	17.18%	7.53%

※ 事業区分については、「農協法施行規則」の定めによるものです。

連結財務諸表

■ 連結貸借対照表

(単位:千円)

	令和7年3月期 (令和7年3月31日)	令和8年3月期 (令和8年3月31日)		令和7年3月期 (令和7年3月31日)	令和8年3月期 (令和8年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	152,294,653	152,421,843	1 信用事業負債	158,805,819	159,860,842
(1)現金及び預金	107,055,261	117,734,014	(1)貯金	158,757,599	159,741,953
(2)有価証券	21,616,739	10,449,674	(2)借入金	193,644	—
(3)貸出金	23,548,729	24,033,405	(3)その他の信用事業負債	48,026	118,889
(4)その他の信用事業資産	155,524	285,686	2 共済事業負債	626,016	508,217
(5)貸倒引当金	△81,600	△80,936	(1)共済資金	353,895	230,085
2 共済事業資産	13,070	18,383	(2)未経過共済付加収入	—	—
(1)共済貸付金	—	—	(3)共済未払費用	7,776	11,849
(2)その他共済事業資産	13,070	18,383	(4)その他の共済事業負債	971	1,087
(3)貸倒引当金	—	—	3 経済事業負債	393,152	483,922
3 経済事業資産	1,244,923	1,339,027	(1)支払手形及び経済事業未払金	393,152	246,659
(1)受取手形及び経済事業未収金	858,198	950,400	(2)その他の経済事業負債	—	237,262
(2)棚卸資産	250,279	303,600	5 雑負債	269,643	265,721
(3)その他の経済事業資産	202,814	184,906	6 諸引当金	88,373	103,703
(4)貸倒引当金	△66,369	△99,880	(1)賞与引当金	35,017	38,557
4 雑資産	198,017	142,317	(2)退職給付に係る負債	36,765	43,362
5 固定資産	3,109,673	2,970,174	(3)役員退職慰労引当金	16,590	21,783
(1)有形固定資産	3,108,107	2,968,896	7 繰延税金負債	1,595	—
建物	4,853,637	4,838,950	負債の部合計	160,069,732	161,222,408
機械装置	1,069,097	1,084,142			
土地	1,157,421	1,157,031	(純資産の部)		
建設仮勘定	—	—	1 組合員資本	9,599,742	4,640,389
その他の有形固定資産	1,680,536	1,688,983	(1)出資金	2,026,799	1,981,208
減価償却資産累計額	△5,652,585	△5,800,211	(2)資本剰余金	15,263	15,263
(2)無形固定資産	1,566	1,277	(3)利益剰余金	7,576,622	2,658,169
その他の無形固定資産	1,566	1,277	(4)処分未済持分	△18,932	△14,242
6 外部出資	8,805,808	8,805,804	(5)子会社の所有する親組合出資金	△10	△10
(1)外部出資金	8,805,808	8,805,804	2 評価・換金差額等	△3,927,260	—
7 退職給付に係る資産	3,774	3,774	(1)その他有価証券評価差額金	△3,927,260	—
8 繰延税金資産	72,290	161,470			
			純資産の部合計	5,627,481	4,640,389
資産の部合計	165,742,213	165,862,797	負債及び純資産の部合計	165,742,213	165,862,797

■ 連 結 損 益 計 算 書

(単位:千円)

	令和7年3月期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和8年3月期 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで		令和7年3月期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和8年3月期 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
1 事業総利益	1,382,078	△3,214,582	2 事業管理費	1,896,461	1,929,336
(1) 信用事業収益	1,074,901	1,341,426	(1) 人件費	1,267,749	1,303,556
資金運用収益	982,952	1,267,796	(2) その他の事業管理費	628,711	625,780
(うち預金利息)	(585,312)	844,692			
(うち有価証券利息)	(188,799)	169,666	事業利益	△514,382	△5,143,919
(うち貸出金利息)	(174,255)	217,831	3 事業外収益	202,995	210,802
(うちその他受入利息)	(34,584)	35,607	(1) 受取雑利息	180	100
役務取引等収益	55,152	56,013	(2) 受取出資配当金	101,947	101,936
その他経常収益	36,795	17,616	(4) その他の事業外収益	100,867	108,764
(2) 信用事業費用	902,582	5,769,526	4 事業外費用	65,421	30,757
資金調達費用	38,279	212,829	(1) 支払雑利息	0	
(うち貯金利息)	(38,206)	212,600	(2) その他の事業外費用	65,421	30,757
(うち給付補填備金繰入)	(39)	218	経常利益	△376,808	△4,963,874
(うち借入金利息)	(34)	9	5 特別利益	59,048	7,555
(うちその他支払利息)	(0)		(1) 固定資産処分益	4,122	7,555
役務取引等費用	9,957	10,315	(2) その他の特別利益	54,925	
その他事業直接費用	770,594	5,471,651	6 特別損失	65,644	29,161
その他経常費用	83,750	74,729	(1) 固定資産処分損	4,148	3,344
(うち貸倒引当金繰入額)	(△13,845)		(2) 固定資産圧縮損	936	
(うち貸出金償却)	(0)		(3) 減損損失	60,559	25,816
信用事業総利益	172,318	△4,428,099	税金等調整前当期利益	△383,405	△4,985,480
(3) 共済事業収益	528,469	567,578	法人税、住民税及び事業税	3,700	3,700
共済付加収入	484,983	511,877	法人税等調整額	△40,705	△89,199
その他の収益	43,486	55,700	法人税等合計	△37,005	△85,499
(4) 共済事業費用	46,544	52,122	当期利益	△346,399	△4,899,980
共済推進費及び共済保全費	40,164	44,505	非支配株主に帰属する当期利益	0	
その他の費用	6,380	7,616	当期剰余金	△346,399	△4,899,980
共済事業総利益	481,925	515,456			
(5) 購買事業収益	3,778,629	3,943,896			
購買品供給高	3,189,570	3,785,113			
購買手数料	79,767	128,628			
その他の収益	509,291	30,153			
(6) 購買事業費用	3,338,048	3,507,144			
購買品供給原価	2,845,228	3,305,284			
購買品供給費	58,214	135,249			
その他の費用	434,605	66,610			
購買事業総利益	440,580	436,752			
(7) 販売事業収益	499,067	492,535			
販売品販売高	164,170	180,423			
販売手数料	149,512	265,894			
その他の収益	185,384	46,217			
(8) 販売事業費用	261,039	273,711			
販売品販売原価	161,256	168,789			
販売費	8,356	7,255			
その他の費用	91,426	97,666			
販売事業総利益	238,027	218,824			
(9) その他事業収益	187,313	172,321			
(10) その他事業費用	138,087	129,836			
その他事業事業総利益	49,226	42,484			

■ 連結注記表等

令和7年3月期 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和8年3月期 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む） ア. 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） イ. 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 ウ. その他有価証券 a. 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。） b. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ア. 購買品 主に移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。 (4) 収益及び費用の計上基準 ① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。	1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む） ア. 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） イ. 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法 ウ. その他有価証券 a. 時価のあるもの：時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。） b. 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 ② 棚卸資産 ア. 購買品 主に移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） イ. その他の棚卸資産 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） (2) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近3年間の返済実績と将来3年間のキャッシュ・フロー見込額とを比較し、いずれか低い方の金額を回収可能額としています。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備えるため、役員退任慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。 (4) 収益及び費用の計上基準 ① 収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 ア 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 イ 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。 ウ 利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。 ③ 追加情報（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用） 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 95,395千円（繰延税金負債との相殺前） ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 60,559千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金に関する会計上の見積り ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 183,548千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料または直売所購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料または直売所販売手数料として表示しております。 2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 161,443千円（繰延税金負債との相殺前） ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異等を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年3月に実勢値を反映して修正した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。 しかしながら、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、同様に翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 25,816千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年3月に実勢値を反映させて修正した中期経営計画を基礎として算出しております。また、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けるものであり、実際に生じた結果が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 216,494千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算定方法 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
---	---

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額（単位：千円）
建 物	295,478
機 械 装 置	96,988
その他有形固定資産	24,561
合 計	417,027

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金（雑資産）	100千円	総合警備保障株式会社の担保
差入保証金（雑資産）	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	本庄市水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金（有価証券（国債））	14,879千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	25,539千円
子会社等に対する金銭債務の総額	9,335千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	－千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は116,189千円、危険債権額は148,650千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は264,840千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	27,458 千円
うち事業取引高	11,024 千円
うち事業取引以外の取引高	16,434 千円
② 子会社等との取引による費用総額	0 千円
うち事業取引高	0 千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、支店、直売所、債事相談センター、スタンドをグルーピングの最小単位に、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

債事事業のグルーピングについては、受注は債事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、債事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。

本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額（単位：千円）
建 物	295,478
機 械 装 置	96,988
その他有形固定資産	24,561
合 計	417,027

(2) 担保に供している資産

以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

種 類	金 額	目 的
系統預金	3,200,000千円	為替決済に関する保証金
差入保証金（雑資産）	100千円	総合警備保障株式会社の担保
差入保証金（雑資産）	2,306千円	上里町農村公園定期借地権設定契約の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	上里町水道料口座引落の担保
差入保証金（雑資産）	100千円	美里町水道料口座引落の担保
差入保証金（有価証券（国債））	14,894千円	宅地建物取引業の供託金

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	24,556千円
子会社等に対する金銭債務の総額	7,671千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	－千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は100,954千円、危険債権額は162,064千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は263,019千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	22,664千円
うち事業取引高	6,396千円
うち事業取引以外の取引高	16,267千円
② 子会社等との取引による費用総額	6千円
うち事業取引高	6千円
うち事業取引以外の取引高	－千円

(2) 減損損失に関する注記

① 共用資産として位置づけた資産及び資産をグループ化した方法の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として固定資産のグルーピングを実施した結果、支店、直売所、債事相談センター、スタンドをグルーピングの最小単位に、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

債事事業のグルーピングについては、受注は債事相談センターにて行い、使用するアグリホールは施主により選択することなどを踏まえ、債事相談センター及びアグリホールについてキャッシュ・フローを生成する単一のグループと認識しています。

営農経済センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、地区の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、地区の共用資産と認識しています。

本店、農機自動車センター及び育苗センターについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、全体の共用資産と認識しています。

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳 当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。			
場 所	用 途	金 額	種 類
本庄北支店	事務所	60,559千円	建 物 37,469千円 その他有形固定資産 23,089千円
③ 減損損失を認識するに至った経緯 本庄北支店については営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。			
④ 回収可能価額の算定方法 本庄北支店の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。			
5. 金融商品に関する注記 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。			
② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。			
③ 金融商品にかかるリスク管理体制 ア、信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。			
イ、市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。			
(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には、経済価値が626,913千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。			
ウ、資金調達にかかる流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			

② 当該資産または資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳 当期に減損損失を特別損失に計上した固定資産は、次のとおりです。			
場 所	用 途	金 額	種 類
本庄南支店	事務所	25,816千円	建 物 25,816千円
③ 減損損失を認識するに至った経緯 本庄南支店については営業収支（本店費用配賦後）が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、固定資産帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。			
④ 回収可能価額の算定方法 本庄南支店の固定資産の回収可能価額につきましては、正味売却価額を採用しております。その算定にあたっては、固定資産税評価額を基礎とするとともに、当該資産が将来生み出すキャッシュ・フローによる回収可能性の検討を総合的に勘案し、適正な評価を行っております。			
5. 金融商品に関する注記 (1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。			
② 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。			
③ 金融商品にかかるリスク管理体制 ア、信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に企画総務課（融資審査部署）を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。			
イ、市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。			
(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。（注1） 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.40%上昇したものと想定した場合には（注2）、経済価値が249,170千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。			
ウ、資金調達にかかる流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。			
④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。			

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	106,427,808	106,125,469	△302,339
有価証券			
満期保有目的の債券	10,646,429	8,124,290	△2,522,139
その他有価証券	10,970,310	10,970,310	—
貸出金(*1)	23,983,430		
貸倒引当金(*2)	△81,600		
貸倒引当金控除後	23,901,829	23,776,227	△125,601
経済事業未収金			
貸倒引当金(*3)	764,788		
貸倒引当金控除後	△66,369		
	698,419	698,419	—
資産計	152,644,796	149,694,716	△2,950,080
貯 金	158,766,195	158,497,544	△268,650
負債計	158,766,195	158,497,544	△268,650

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア、預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と、取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価により算定しております。

イ、有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア、貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,845,798

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	117,101,184	116,732,698	△368,485
有価証券			
満期保有目的の債券	10,449,674	6,840,060	△3,609,614
その他有価証券	—	—	—
貸出金(*1)	24,440,924		
貸倒引当金(*2)	△80,936		
貸倒引当金控除後	24,359,988	24,007,196	△352,791
経済事業未収金			
貸倒引当金(*3)	766,797		
貸倒引当金控除後	△99,880		
	666,917	666,917	—
資産計	152,577,763	148,246,871	△4,330,891
貯 金	159,749,069	159,371,923	△377,146
負債計	159,749,069	159,371,923	△377,146

(*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア、預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

イ、有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ウ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア、貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	8,805,804

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	103,422,139	—	—	—	—	3,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	—	—	—	—	10,600,000
その他短期証券のうち償還期が5年以内のもの	—	—	—	—	—	15,000,000
貸出金(*1,2)	2,092,759	1,680,710	1,540,328	1,412,653	1,313,638	15,885,633
経済事業未収金(*3)	677,205	—	—	—	—	—
合 計	106,292,107	1,680,710	1,540,328	1,412,653	1,313,638	44,495,633

- (*)1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）249,797千円については「1年以内」に含めています。
- (*)2 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 67,705千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*)3 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 87,579千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(*1)	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	—
合 計	152,561,966	2,229,111	2,485,057	448,893	1,041,167	—

- (*)1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	99,988	100,010	21
	小計	99,988	100,010	21
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,771,909	3,736,330	△1,035,579
	地方債	3,689,158	2,798,490	△890,668
	公社公団債	788,422	566,210	△222,212
	政府保証債	1,296,949	923,250	△373,699
	小計	10,546,440	8,024,280	△2,522,160
合 計		10,646,429	8,124,290	△2,522,139

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	7,466,360	9,826,784	△2,360,424
	地方債	2,095,490	2,993,086	△897,596
	公社公団債	1,147,630	1,778,013	△630,383
	政府保証債	260,830	299,685	△38,855
	小計	10,970,310	14,897,570	△3,927,260
合 計		10,970,310	14,897,570	△3,927,260

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

債 券	売却額	売却益	売却損
地方債	549,345	—	226,160
公社公団債	1,107,434	—	482,652
政府保証債	137,174	—	61,780
合 計	1,793,953	—	770,594

(4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券（外部出資）

当年度において、14,813千円減損処理を行っています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価格が著しく低下した場合には、可能性回復を考慮して減損処理を行っています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	113,500,268	—	—	—	600,000	3,600,000
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	10,600,000
その他短期証券のうち償還期が5年以内のもの	—	—	—	—	—	15,000,000
貸出金(*1,2)	2,041,199	1,658,495	1,530,216	1,425,584	1,334,093	16,368,473
経済事業未収金(*3)	663,016	—	—	—	—	—
合 計	116,210,483	1,658,495	1,530,216	1,530,216	1,934,093	29,968,473

- (*)1 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）258,843千円については「1年以内」に含めています。
- (*)2 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 82,861千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*)3 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 97,780千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(*1)	153,486,886	2,479,207	2,307,090	694,641	781,243	—
合 計	153,486,886	2,479,207	2,307,090	694,641	781,243	—

- (*)1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,773,004	3,169,280	△1,603,724
	地方債	3,689,573	2,445,130	△1,244,443
	公社公団債	689,994	477,330	△212,664
	政府保証債	1,297,100	748,320	△548,780
	小計	10,449,671	6,840,060	△3,609,611
合 計		10,449,671	6,840,060	△3,609,611

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

債 券	売却額	売却益	売却損
国債	6,606,721	—	3,220,063
地方債	1,771,339	—	1,221,747
公社公団債	909,573	—	868,440
政府保証債	237,178	—	62,507
合 計	9,524,811	—	5,372,759

(4) 当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券

当年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券（外部出資）

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当事業年度における減損処理額は、98,892千円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（ＤＢ）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	61,620千円
退職給付費用	58,737千円
退職給付の支払額	△43,131千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）への拠出金	△40,460千円
期末における退職給付引当金	36,765千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	949,824千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）	△913,059千円
未積立退職給付債務	36,765千円
退職給付引当金	36,765千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	58,737千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,448千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、122,125千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰 延 税 金 資 産	
項 目	金 額
その他有価証券評価差額金（評価差損）	1,095,705
退職給付引当金	10,220
減損損失（土地）	19,008
減損損失（建物等）	87,459
資産除去債務	27,318
令和3年度税務調査償却	18
貸倒引当金	30,932
賞与引当金	9,524
子会社株式（寄付修正）	11,704
棚卸評価替	39
減価償却の償却超過	
役員退職慰労引当金	
未払事業税・地方法人特別税	
J A商品券	1,795
未収貸出金利息自己否認	1,351
未払法定福利費	1,521
外部出資等減損	12,694
一括償却資産ほか	579
小 計	1,408,655
評価性引当額	△1,313,259
繰 延 税 金 資 産 合 計	95,395
繰 延 税 金 負 債	
項 目	金 額
圧縮積立金	△15,140
有形固定資産（除去費用）	△401
全農外部出資	△7,610
繰 延 税 金 負 債 合 計	△23,151
繰延税金資産の純額	72,244

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（ＤＢ）を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	36,765千円
退職給付費用	60,205千円
退職給付の支払額	△14,687千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）への拠出金	△38,921千円
期末における退職給付引当金	43,362千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

退職給付債務	950,919千円
確定給付型年金制度（ＤＢ）	△907,556千円
未積立退職給付債務	43,362千円
退職給付引当金	43,362千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	60,205千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,914千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、107,093千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰 延 税 金 資 産	
項 目	金 額
税務上の繰越欠損金	1,457,199
減損損失（建物等）	88,896
貸倒引当金	39,707
有価証券有税評価損	27,590
資産除去債務	27,426
外部出資等減損	12,694
退職給付引当金	12,098
子会社株式（寄付修正）	11,787
減損損失（土地）	11,228
賞与引当金	10,757
役員退職慰労引当金	6,077
J A商品券	2,013
減価償却の償却超過	1,773
未払法定福利費	1,718
未収貸出金利息自己否認	1,369
一括償却資産ほか	605
棚卸評価替	10
令和3年度税務調査償却	10
未払貯金利息過大	1
小 計	1,712,966
評価性引当額	△1,528,410
繰 延 税 金 資 産 合 計	184,555
繰 延 税 金 負 債	
項 目	金 額
圧縮積立金	△15,140
全農外部出資	△7,610
有形固定資産（除去費用）	△361
繰 延 税 金 負 債 合 計	△23,111
繰延税金資産の純額	161,443

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
法定実効税率		27.2%
調整	交際費等の損金不算入額	△3.0%
	評価性引当額の増減	△21.3%
	住民税均等割額	△1.0%
	受取配当等の益金不算入額	3.8%
	収用の特別控除	2.7%
	税率変更による期末繰延税金資産の影響額	1.7%
	その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		10.1%
(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.2%から27.9%に変更されました。		
この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は950千円増加し、法人税等調整額は950千円減少しております。		
9. 収益認識に関する注記		
「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。		
10. 資産除去債務に関する注記		
(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの		
① 当該資産除去債務の概要		
当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。		
② 当該資産除去債務の金額の算定方法		
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。		
③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減		
期首残高		98,420千円
時の経過による調整額		387千円
資産除去債務の履行による減少額		△890千円
期末残高		97,916千円
(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務		
当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。		
11. その他の注記		
① オペレーティング・リース		
ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。		
未経過リース料残高相当額		
1年以内		28,818千円
1年超		71,193千円
合 計		100,012千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。		
9. 収益認識に関する注記		
「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。		
10. 資産除去債務に関する注記		
(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの		
① 当該資産除去債務の概要		
当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。		
② 当該資産除去債務の金額の算定方法		
資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～38年、割引率は0.0%～2.3%を採用しています。		
③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減		
期首残高		97,916千円
時の経過による調整額		385千円
期末残高		98,302千円
(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務		
当組合は、美里倉庫、美里万葉の里直売所、児玉出荷所（ライスセンター含む）及び神川倉庫（ライスセンター含む）に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。		
11. その他の注記		
① オペレーティング・リース		
ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。		
未経過リース料残高相当額		
1年以内		28,095千円
1年超		52,673千円
合 計		80,769千円
上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。		

■ 連 結 剰 余 金 計 算 書

(単位：千円)

科 目	令和7年3月期	令和8年3月期
	(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	368,073	1,263,223
2 利益剰余金増加高	△346,399	△4,899,980
当期剰余金	△346,399	△4,899,980
3 利益剰余金減少高	△19,899	—
配当金	△19,899	—
4 利益剰余金期末残高	1,773	△3,636,757

農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

	破産更生債権及び これらに準ずる債権	危険債権額	三月以上延滞債権額	貸出条件緩和債権額	合 計
令和7年3月期	116,189	148,650	—	—	—
令和8年3月期	105,554	155,688	—	—	262,860

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
3. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいう。
4. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいう。

事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和7年度 3月期	令和8年度 3月期
信 用 事 業	事業収益	1,074,901	1,341,426
	経常利益	172,318	△4,428,099
	資産の額	152,294,653	152,421,843
共 済 事 業	事業収益	528,469	567,578
	経常利益	481,925	515,456
	資産の額	13,070	18,383
農 業 関 連 事 業	事業収益	3,778,629	4,436,432
	経常利益	440,580	655,576
	資産の額	1,042,108	1,154,120
そ の 他 事 業	事業収益	187,313	172,321
	経常利益	49,226	42,484
	資産の額	202,814	184,906
計	事業収益	6,068,380	6,517,759
	経常利益	△376,808	△3,214,582
	資産の額	153,552,647	153,779,254

連結自己資本比率の状況

令和8年3月末における連結自己資本比率は、7.53%となりました。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

- 資本調達手段の種類 普通出資
 コア資本に係る基礎項目に算入した額 1,981,208千円（前年度2,026,799千円）

自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和7年3月期	令和8年3月期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,599,742	4,640,389
うち、出資金及び資本準備金の額	2,026,799	1,981,208
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,576,622	2,658,169
うち、外部流出予定額 (△)	19,899	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 18,932	△ 14,242,
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	42,397	45,469
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	42,397	45,469
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,642,139	4,685,858
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,566	1,277
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,566	1,277
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,566	1,277
自己資本		

項 目	令和7年3月期	令和8年3月期
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	9,640,573	4,684,580
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	54,321,034	57,223,082
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	1,778,284	4,930,306
フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）	56,099,319	62,153,388
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	17.18%	7.53%

- （注） 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：千円）

		令和7年3月期			令和8年3月期		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	627,351	—	—	639,945	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979	—	—	4,779,971	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	10,699,349	—	—	7,403,112	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	97,212	9,721	388	47,524	4,752	190
	我が国の政府関係機関向け	3,874,613	227,401	9,096	1,746,775	44,649	1,785
	地方三公社向け	196,294	19,323	772	196,463	19,352	774
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	106,455,748	21,491,149	859,645	3,600,916	720,183	28,807
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	595,498	595,498	23,819	—	—	—
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—

	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,418,007	1,735,045	69,401	3,388,071	2,657,057	106,282
	(うちトランザクター向け)	5,020	2,259	90	6,870	3,091	123
	不動産関連向け	5,435,524	3,990,447	159,617	5,149,864	3,790,621	110,890
	(うち自己居住用不動産等向け)	3,803,262	2,748,721	109,948	3,803,262	2,659,121	106,364
	(うち賃貸用不動産向け)	1,632,262	1,241,726	49,669	1,468,962	1,131,500	45,260
	(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—
	劣後債権券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産等関連向けを除く。)	109,201	94,688	3,787	194,114	288,352	11,534
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,030	5,485	219	4,941	4,941	197
	取立未済手形	21,251	4,250	170	16,877	3,375	135
	信用保証協会等による保証付	12,141,597	1,204,264	48,170	12,125,875	1,203,294	48,131
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式等	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	上記以外	12,569,873	24,943,757	997,750	126,840,828	48,486,500	1,939,460
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	12,569,873	24,943,757	997,750	126,840,828	48,486,500	1,939,460
	証券化	—	—	—	—	—	—

		(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
		(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
		再証券化	—	—	—	—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
		(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
		(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
		標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—	—	—	—
		CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—	—	—	—
		中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
		合計(信用リスク・アセットの額)	169,879,361	54,321,034	2,172,841	166,135,284	57,223,082	2,288,923
	マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 A		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
		—	—		—		—	
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 A	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 A		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
		1,778,284	71,131		4,930,306		197,212	
	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	
		56,099,319	2,243,972		62,153,388		2,486,135	

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,778,284	4,930,306
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	56,099,319	62,153,388
B I	1,185,522	3,286,871
B I C	142,262	394,424

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公営部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際清算銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三か月延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和7年3月期				令和8年3月期			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	150,226,181	4,371,153	25,576,496	—	166,127,866	24,474,009	10,464,925	4,366
	地域別残高計	150,226,181	4,371,153	25,576,496	—	166,127,866	24,474,009	10,464,925	0
法人	農業	343,342	343,342	—	4,591	289,369	289,369	0	—
	建設・不動産業	96,618	—	96,618	—	96,761	0	96,125	—
	運輸・通信業	2,097,635	—	2,097,635	—	1,700,142	0	1,700,142	—
	金融・保険業	114,727,300	—	—	—	122,129,176	0	193,860	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	969	968	—	—	194	194	0	—
	日本国政府・地方公共団体	26,991,278	3,609,034	23,382,244	—	11,893,490	3,419,328	8,474,162	—
	上記以外	1,013,307	417,808	—	—	1,179,211	510,489	0	73,226
	個人	642,103	642,103	—	—	20,279,180	20,254,626	0	73,226
	その他	4,313,628	4,313,628	—	—	8,560,339	0	0	121,463
	業種別残高計	150,226,181	106,455,748	25,576,496	4,591	166,127,866	24,474,009	10,464,925	199,056
残存期間別	1年以下	102,955,069	316,820	100,152		113,943,715	289,727	0	
	1年超3年以下	572,950	572,950	—		568,022	568,022	0	
	3年超5年以下	909,379	909,379	—		890,327	890,327	0	
	5年超7年以下	1,298,816	1,098,194	200,023		876,792	876,792	0	
	7年超10年以下	3,636,369	2,928,167	708,201		3,258,915	3,158,836	100,079	
	10年超	42,509,972	17,942,452	24,567,520		28,795,516	18,430,669	10,364,846,605	
	期間の定めのないもの	12,113,154	245,943	—		17,794,576	259,633	0	
	残存期間別残高計	163,995,709	24,013,905	25,576,496		153,640,335	24,501,917	24,117,662	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

	令和7年3月期					令和8年3月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	25,431	42,397	—	25,431	42,397	42,397	42,397	—	25,431	42,397
個別貸倒引当金	105,746	141,150	—	105,746	141,150	141,150	141,150	—	105,746	141,150

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和7年3月期						令和8年3月期					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国 内	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—
	地域別計	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—
	業種別計	43,165	48,253	—	43,165	48,253	—	48,253	47,133	—	48,253	47,133	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。令和7年度に相殺した貸出金はありません。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト(%)	令和8年3月期						令和7年3月期					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重 平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均 値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス 資産項 目	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額		オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	632,527	—	632,527	—	0	0%	639,945	—	639,945	—	—	0.00%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	4,779,971	—	4,779,971	—	0	0%	14,617,979	—	14,617,979	—	—	0.00%
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	7,403,112	—	7,403,112	—	0	0%	10,699,349	—	10,699,349	—	—	0.00%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	47,524	—	47,524	—	4,752	10%	97,212	—	97,212	—	9,721	10.00%

我が国の政府関係機関向け		10～20	1,746,775	—	1,746,775	—	44,649	3%	3,874,613	—	3,874,613	—	227,401	5.87%
地方三公社向け		20	196,463	—	196,463	—	19,353	10%	196,294	—	196,294	—	19,323	9.84%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20～150	117,253,987	—	117,253,987	—	23,450,797	20%	106,455,748	—	106,455,748	—	21,491,149	20.19%
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		20～150	—	—	—	—	—	—	595,498	—	595,498	—	595,498	100.0%
	(うち特定貸付債権向け)	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		45～100	3,379,847	82,241	3,289,815	8,224	2,657,057	81%	2,412,619	104,075	2,317,278	10,407	1,735,045	74.54%
	(うちトランザクター向け)	45	—	68,700	—	6,870	3,091	—	50,200	—	5,020	2,259	45%	—
不動産関連向け		20～150	5,149,864	—	5,112,622	—	3,790,621	74%	5,435,524	—	5,391,231	—	3,990,447	74.02%

	(うち 自己居 住用不 動産等 向け)	20~ 75	3,680,901	—	3,651,508	—	2,659,121	3,803,262	—	3,767,700	—	2,748,721	72.95%	—
	(うち 賃貸用 不動産 向け)	30~ 150	1,468,962	—	1,461,114	—	1,131,500	1,632,262	—	1,623,531	—	1,241,726	76.48%	—
	(うち 事業用 不動産 関連向 け)	70~ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち その他 不動産 関連向 け)	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち ADC向 け)	100 ~ 150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びそ の他資本性証券 等		150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己 居住用不動産関 連向けを除く。)		50~ 150	194,104	103	192,224	10	288,352	150%	67,382	213	66,142	21	94,688	143.1%
自己居住用不動 産等向けエク スパーチャーに係 る延滞		100	4,941	—	4,941	—	4,941	100.00%	5,485	—	5,485	—	5,485	100.0%
取立未済手形		20	16,877	—	16,877	—	3,375	20%	21,251	—	21,251	—	4,250	20.00%
信用保証協会等 による保証付		0~ 10	12,125,875	—	12,032,935	—	1,203,294	10%	12,141,597	—	12,042,639	—	1,204,264	10.00%

株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付株式等		10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		250 ～ 400	595,494	—	595,494	—	774,143	130%	—	—	—	—	—
共済約款貸付		0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		100 ～ 125 0	12,578,111	0	12,578,111	0	24,981,743	199%	12,569,873	—	12,569,873	—	24,943,757 198.44%
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	125 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当)	250 ～ 400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	するもの以外のものに係るエクスポージャー)													
	(うち農林中央金庫の対象資本調達に係るエクスポージャー)	250	8,250,300	—	8,250,300	—	20,625,750	8,250,300	—	8,250,300	—	20,625,750	250.00%	—
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	18,787	—	18,787	—	46,969	—	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分を超える議決権を保有し	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	てい 他融 等 る 他 TLAC 関連 調 達 手 段 に 係 る エ ク ス ポ ー シ ャー)													
	(うち 総株主 等議決 権の百 分十を 超える 議決権 を保有 してい ない他 金融機 関等に 係る外 部TLAC 関連調 達手段 に係る エクス ポージャー)	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	(うち 右記以 外のエ クス ポー ジャー)	100	4,309,023	0	4,309,023	0	4,309,023	4,319,573	—	4,319,573	—	4,318,007	99.97%	—
証券化		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC 要件適 用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(短期 STC 要件適 用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち 不良債 権証券 化適用 分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(うち STC・不 良債権 証券化 適用対 象外分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト のみなし計算が 適用されるエク スポージャー		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）						57,223,082						54,321,034	

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額

令和8年3月期

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）														
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,779,971	—		—		—		—		—		4,779,971			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—		—		—		—		—		—			
国際決済銀行等向け	—	—		—		—		—		—		—			
	0%	10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	7,403,112	—		—		—		—		—		—	7,403,112		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—		—		—		—		—		—	—		
地方公共団体金融機構向け	—	47,524		—		—		—		—		—	47,524		
我が国の政府関係機関向け	1,300,279	446,495		—		—		—		—		—	1,746,775		
地方三公社向け	99,702	—		96,761		—		—		—		—	196,463		
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	—	—		—		—		—		—		—	—		
	20%	30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	117,253,987		—		—		—		—		—	—	117,253,987	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—		—		—		—		—		—	—	—	
	10%	15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—	—		—		—		—		—		—	—	—	
	20%	50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	—	—		—		—		—		—		—	—	—	595,498
（うち特定貸付債権向け）	—	—		—		—		—		—		—	—	—	—
	100%		150%		250%		400%		その他		合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	—		—		—		—		—		—				
株式等	—		—		595,494,961		—		—		595,494,961				
	45%			75%			100%			その他			合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,870			78,110			1,915,182			1,297,876			3,298,039		
（うちトラザクター向け）	6,870			—			—			—			6,870		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向けのうち自己居住用不動産等向け	9,693	—	—	—	145,402	—	—	54,546	—	—	3,438,679	3,186	3,651,508		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向けのうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	894,822	—	—	566,292	—	—	1,461,114			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計		
不動産関連向けのうち事業用不動産関連向け	—		—		—		—		—		—		—		
	60%				その他					合計					
不動産関連向けのうちその他不動産関連向け	—				—					—					
	100%			150%			その他			合計					
不動産関連向けのうちADC向け	—			—			—			—					
	50%			100%			150%			その他			合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—			—			192,112			122			192,235		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			4,941			—			—			4,941		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計				
現金	632,527		—		—		—		—		632,527				
取立未済手形	—		—		16,877		—		—		16,877				
信用保証協会等による保証付	—		12,030,455		—		—		—		2,479		12,032,935		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—				
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—				

令和7年3月期

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	14,617,979		—		—		—		—		—		14,617,979			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—		—			
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—		—			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	10,699,349		—		—		—		—		—		—	10,699,349		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
地方公共団体金融機構向け	—		97,212		—		—		—		—		—	97,212		
我が国の政府関係機関向け	1,600,594		2,274,018		—		—		—		—		—	3,874,613		
地方三公社向け	99,676		—		96,617		—		—		—		—	196,294		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—		—	—		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	104,455,748		2,000,000		—		—		—		—		—	—	106,455,748	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	—		—		—		—		—		—		—	—	—	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—		—		—		—		595,498		—		—	—	595,498	
（うち特定貸付債権向け）	—		—		—		—		—		—		—	—	—	—
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	—			—			—			—			—		—	—
株式等	—			—			—			—			—		—	—
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,020,000			37,671			1,121,454			1,163,540			2,327,685			
（うちトラザクタター向け）	5,020,000			—			—			—			5,020,000			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向けのうち自己居住用不動産等向け	11,694	—	—	—	121,347	—	—	70,752	—	—	3,557,994	5,910	3,767,700			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向けのうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,028,847	—	—	594,683	—	—	1,623,531				
	70%			90%			110%			112.50%			150%		その他	合計
不動産関連向けのうち事業用不動産関連向け	—			—			—			—			—		—	—
	60%					その他					合計					
不動産関連向けのうちその他不動産関連向け	—					—					—			—		
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向けのうちADC向け	—				—				—				—		—	
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,557			—			61,585			21			66,164			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			5,485			—			—			5,485			
	0%		10%		20%		100%		その他				合計			
現金	627,351		—		—		—		—				627,351			
取立未済手形	—		—		21		—		—				21			
信用保証協会等による保証付	—		12,039,692		—		—		2,947				12,042,639			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—				—			
共済約款貸付	—		—		—		—		—				—			

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年3月期				令和8年3月期			
	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 （％）	資産の額および与 信相当額の合計額 （CCF・信用リス ク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重 平均値 （％）	資産の額および与 信相当額の合計額 （CCF・信用リス ク削減効果適用後）
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	149,041,771	—	—	148,810,697	144,531,202	—	—	144,318,003
40%～70%	2,191,384	50,200	10%	50,200	2,065,964	68,700	10%	2,068,220
75%	3,592,853	47,213	10%	47,213	3,518,152	6,322	10%	3,516,789
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	40,610	—	—	40,610	135,591	—	—	135,591
90%～100%	1,722,448	—	—	1,722,438	1,920,725	437	10%	1,920,124
105%～130%	597,129	—	—	594,683	567,932	—	—	566,292
150%	61,585	—	—	61,585	192,102	103	10%	192,112
250%	—	—	—	—	595,494	—	—	595,494
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—				
その他	128	6,875	10%	816	202	6,781	10%	880
合計	157,247,910	104,288	10%	157,018,507	153,527,368	82,345	10%	153,313,510

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。
信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。
ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 69）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

	令和7年3月期			令和8年3月期		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,600,594	—	—	1,300,279	—
地方三公社向け	—	99,676	—	—	99,702	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び	—	—	—	—	—	—

保険会社向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,257	1,115,878	—	7,577	1,153,949	—
自己居住用不動産等向け	5,834	82,522	—	3,168	64,257	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	3,896	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	12,092	2,902,569	—	10,746	2,618,189	—

（注）１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

８．マーケット・リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変

動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことであります。

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

９．オペレーショナル・リスクに関する事項

- ・リスク管理の方針及び手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

- ・ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

- ・ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。
- ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

１０．出資または株式等のエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資または株式等のエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和7年3月		令和8年3月期	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	8,250,300	8,250,300	8,250,300	8,250,300
合 計	8,250,300	8,250,300	8,250,300	8,250,300

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

令和7年3月期			令和8年3月期		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和7年3月期		令和8年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・換券会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和7年3月期		令和8年3月期	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる

基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和8年 3月期	令和7年 3月期	令和8年 3月期	令和7年 3月期
1	上方パラレルシフト	548	2,888	143	200
2	下方パラレルシフト	0	—	0	—
3	スティープ化	771	2,948		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	211	270		
7	最大値	771	2,948	143	200
		令和8年3月期		令和7年3月期	
8	自己資本の額	4,596		9,655	

- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える

金利ショックをいいます。

- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

JA埼玉ひびきの沿革（あゆみ）

平成 9年 4月 1日	埼玉ひびきの農業協同組合設立 (被合併JA) JA埼玉本庄・JA上里町・JA埼玉美里 JA児玉町・JA神川・JA神泉村
平成 9年10月 1日	第1期総代選挙(任期:平成9年10月1日~平成12年9月30日迄)
平成 9年11月29日	第1回臨時総代会(場所:美里町遺跡の森館)
平成10年 6月 6日	第1回通常総代会(場所:本庄市民文化会館)
平成10年 9月 5日	支店運営協議会発足
平成11年 6月12日	第2回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成12年 6月24日	第3回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成12年10月 1日	第2期総代選挙(任期:平成12年10月1日~平成15年9月30日迄)
平成12年11月 9日	第2回臨時総代会(場所:JA児玉集出荷センター)
平成13年 6月23日	第4回通常総代会(場所:本庄市民文化会館)
平成13年12月15日	第3回臨時総代会(場所:JA児玉集出荷センター)
平成14年 6月15日	第5回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成14年11月20日	第4回臨時総代会(場所:JA児玉集出荷センター)
平成15年 6月21日	第6回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成15年10月 1日	第3期総代選挙(任期:平成15年10月1日~平成18年9月30日迄)
平成16年 6月24日	第7回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成17年 1月27日	第5回臨時総代会(場所:JA児玉支店)
平成17年 6月15日	第8回通常総代会(場所:児玉町総合文化会館「セルディ」)
平成18年 6月27日	第9回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成18年10月 1日	第4期総代選挙(任期:平成18年10月1日~平成21年9月30日迄)
平成19年 2月26日	支店再編により20支店体制から6支店体制になる。
平成19年 6月26日	第10回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成20年 6月17日	第11回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成21年 6月17日	第12回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成21年10月 1日	第5期総代選挙(任期:平成21年10月1日~平成24年9月30日迄)
平成22年 6月29日	第13回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成23年 6月14日	第14回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成24年 6月26日	第15回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成24年10月 1日	第6期総代選挙(任期:平成24年10月1日~平成27年9月30日迄)
平成25年 6月26日	第16回通常総代会(場所:本庄市児玉総合文化会館「セルディ」)
平成26年 3月16日	農機自動車センター オープン
平成26年 5月 7日	本店・本庄南支店 移転
平成26年 6月16日	第17回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成27年 6月24日	第18回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成27年10月 1日	第7期総代選挙(任期:平成27年10月1日~平成30年9月30日迄)
平成28年 6月23日	第19回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成29年 4月 8日	合併20周年記念式典開催(場所:本庄市民文化会館)
平成29年 6月14日	第20回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成29年11月19日	アグリパーク上里 オープン
平成30年 4月 2日	新美里支店 オープン
平成30年 6月27日	第21回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
平成30年10月 1日	第8期総代選挙(任期:平成30年10月1日~令和3年9月30日迄)
令和 元年 6月26日	第22回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 2年 4月 1日	美里・児玉・神川営農経済センター統合により南部営農経済センターになる。
令和 2年 6月 1日	本店分館 オープン
令和 2年 6月12日	第23回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 2年12月16日	令和2年度臨時総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 3年 6月23日	第24回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 3年10月 1日	第9期総代選挙(任期:令和3年10月1日~令和6年9月30日迄)
令和 4年 6月23日	第25回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 5年 6月14日	第26回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 6年 6月26日	第27回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 7年 6月24日	第28回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)
令和 8年 6月16日	第29回通常総代会(場所:JA埼玉ひびきの本店「ひびきのホール」)

店舗等一覧（ＪＡ埼玉ひびきの/株）JAひびきのファーム）

本庄市

部署支店	所在地	電話番号	備考
本店	本庄市早稲田の杜１－１４－１	０４９５－２４－７７１１	
本店分館	本庄市北堀２４９－１	０４９５－７１－５６６６	
本庄北支店	本庄市６４２－２	０４９５－２４－１５２５	ATM２台
本庄南支店	本庄市早稲田の杜１－１４－１	０４９５－２４－１５３５	ATM２台
児玉支店	本庄市児玉町吉田林４８－１	０４９５－７２－１２４４	ATM２台
本庄営農センター	本庄市６２８－１	０４９５－２４－４３６４	
本庄経済センター	本庄市６２８－１	０４９５－２４－３２８８	
南部営農経済センター	本庄市児玉町蛭川２３９	０４９５－７２－２９９８	
児玉ライスセンター	本庄市児玉町蛭川２３９	０４９５－７２－５１９５	
農機自動車センター	本庄市児玉町蛭川９６０－１	０４９５－７２－５３０７	
本庄あおぞら館農産物直売所	本庄市６４３－２	０４９５－２５－４１８３	
児玉こだま館農産物直売所	本庄市児玉町蛭川２２３－１	０４９５－７２－２８１８	
アグリホール児玉	本庄市児玉町蛭川２８５	０４９５－７２－８７７７	

上里町

部署名	所在地	電話番号	備考
上里支店	上里町大字七本木１６５－３	０４９５－３３－０５４９	ATM３台
上里営農経済センター	上里町大字帯刀８０８－１	０４９５－３４－１６１１	
上里カントリーエレベーター	上里町大字帯刀８０８－１	０４９５－３４－１２８０	
アグリパーク上里直売所	上里町大字勅使河原１０００－７	０４９５－３３－６８７１	
アグリホール上里	上里町大字神保原町７９４	０４９５－３５－３１５２	

美里町

部署名	所在地	電話番号	備考
美里支店	美里町大字木部３４３	０４９５－７６－３１３１	ATM２台
南部営農経済センター美里倉庫	美里町大字古郡４９６－１	０４９５－７６－０２１１	
美里スタンド	美里町大字甘粕１０－５	０４９５－７６－０９６１	
美里万葉の里農産物直売所	美里町大字猪俣２３２１－１	０４９５－７６－２１０４	
株式会社ＪＡひびきのファーム	美里町大字木部３２７－１	０４９５－７１－５３０１	

神川町

部署名	所在地	電話番号	備考
神川支店	神川町大字関口８３－１	０４９５－７７－２４０１	ATM２台
南部営農経済センター神川倉庫	神川町大字貫井３１６	０４９５－７７－２６１７	
神川ライスセンター	神川町大字貫井３１７	０４９５－７７－０３６６	
神川スタンド	神川町大字関口８３－１	０４９５－７７－３１５９	
神川かみかわ館農産物直売所	神川町大字八日市１０－１	０４９５－７７－０３５５	

開示項目一覧

農業協同組合法施行規則第204条（単体）

1 業務の運営の組織	19	(5) 主要な農業関係の貸出実績	49
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	21	(6) 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	49
3 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	21	(7) 貯貸率の期末値及び期中平均値	61
4 事務所の名称及び所在地	113	【有価証券に関する指標】	
5 組合の主要な事業の内容	23	(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	50
6 直近の事業年度における業績の状況	32	(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均期間別の残高	51
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	33	(3) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存残高	51
(1) 経常収益(農業協同組合にあっては、第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)		(4) 貯証率の期末値及び期中平均値	62
(2) 経常利益又は経常損失		9 組合の業務の運営に関する事項	
(3) 当期剰余金又は当期損失金		(1) リスク管理体制	11
(4) 出資金及び出資口数		(2) 法令遵守の体制	13
(5) 純資産額		(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
(6) 総資産額		(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
(7) 貯金等残高		10 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(8) 貸出金残高		(1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34
(9) 有価証券残高		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	52
(10) 単体自己資本比率		① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	
(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額		② 危険債権に該当する貸出金	
(12) 職員数		③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
(13) 保有契約高		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
8 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項		⑤ 正常債権に該当する貸出金	
【主要な業務の状況を示す指標】		(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況	62
(1) 事業粗利益及び事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	55	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	50
(2) 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	56	① 有価証券	
(3) 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	56	② 金銭の信託	
(4) 受取利息及び支払利息の増減	56	③ デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く)	
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	61	④ 金融等デリバティブ取引(法第10条第6項第13号に規定する金融等デリバティブ取引)	
(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	61	⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引(法第10条第6項第15号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引)	
【貯金に関する指標】		(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	53
(1) 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	48	(6) 貸出金償却の額	53
(2) 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	48	(7) 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	47
【貸出金等に関する指標】			
(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	48		
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	48		
(3) 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	48		
(4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	49		

農業協同組合法施行規則第205条（連結）

1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	80
2	組合の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1)	名称	表紙裏
(2)	主たる営業所又は事務所の所在地	表紙裏
(3)	資本金又は出資金	表紙裏
(4)	事業の内容	80
(5)	設立年月日	表紙裏
(6)	組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	表紙裏
(7)	組合の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	表紙裏
3	直近の事業年度における組合及びその子会社等の事業の概況	80
4	直近の4連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	81
(1)	経常収益(第143条第2項第1号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
(2)	経常利益又は経常損失	
(3)	当期利益又は当期損失	
(4)	純資産額	
(5)	総資産額	
(6)	連結自己資本比率	
5	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結注記表、連結剰余金計算書	82
6	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等の貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	99
(1)	破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	
(2)	危険債権に該当する貸出金	
(3)	三月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4)	貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(5)	正常債権に該当する貸出金	
7	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等の自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況	95
8	直近の2連結会計年度における組合及びその子会社等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	81

ディスクロージャー誌とは...

企業の信頼性を増し、出資者（組合員）をはじめ一般の方々にも安心して事業をご利用いただくために、財務内容や経営内容を公開することです。

J Aにおいても、信用事業等の業務範囲の拡大に伴い、経営や財務に関する情報の開示を通じ、J Aの運営の健全性をご判断いただくために、ここにディスクローズ（経営状況の開示）いたします。

この冊子が、J Aの事業内容や経営・財務内容をより深くご理解いただく糧となるとともに、みなさま方とJ Aとのパイプ役となりお役に立つことを願っております。

2026年 DISCLOSURE
令和8年7月制作
埼玉ひびきの農業協同組合
〒367-0030
埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目14番1号
お問い合わせ
TEL. 0495-24-7711（代表）
Email keiri@hbki.st-ja.or.jp
ホームページ <https://ja-hibikino.jp>